

全員協議会資料

令和3年 月 日

東大和市国土強靱化地域計画(案)について

東大和市国土強靱化地域計画（案）【概要版】

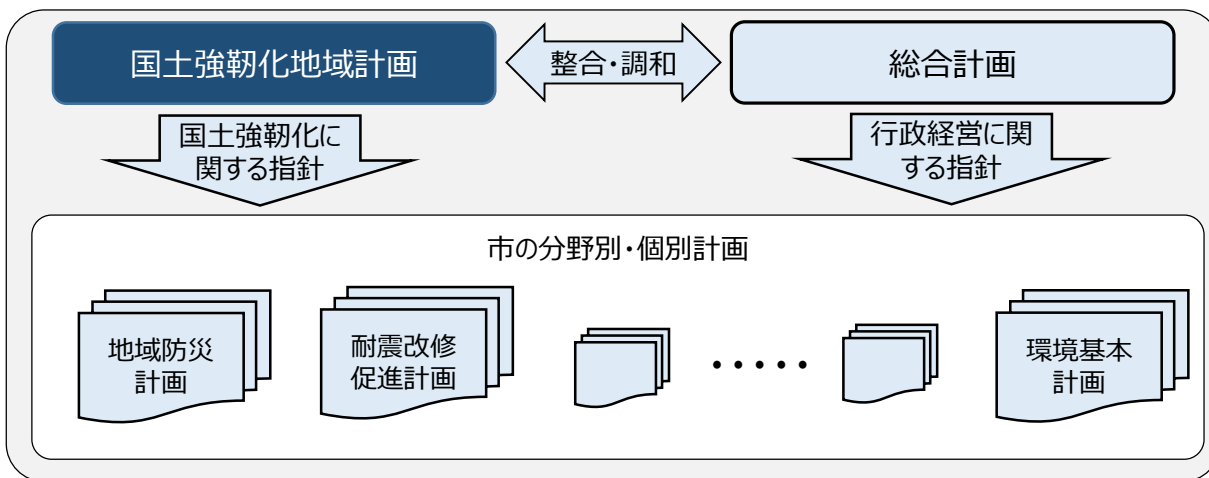
1 計画策定の背景

- 従来のインフラ整備中心の防災・減災対策だけでは限界
- 国において、「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）により、事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興に資する国土強靱化に向けた取組の推進
- 国土強靱化地域計画は、基本法第13条に基づき、地域の強靱化に関する施策を中長期的な視野の下で総合的・計画的に推進する指針として策定するもの

「国土強靱化」とは
大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強しなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築していくこと。

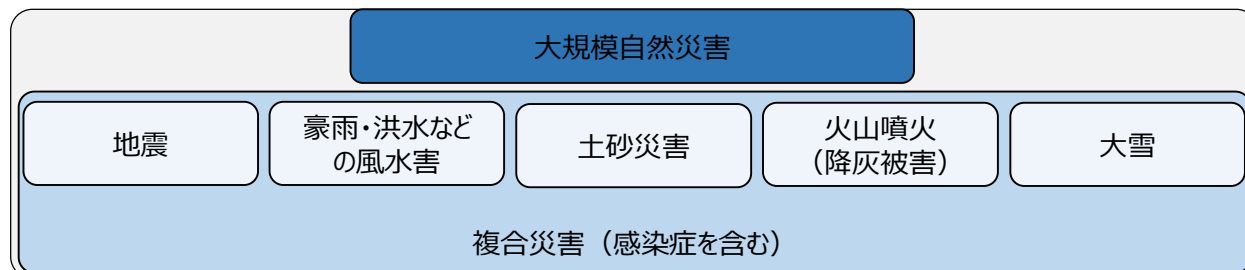
2 計画の位置づけ

- 大規模自然災害に対する市の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、総合計画と整合・調和を図りながら、国土強靱化の観点から市における様々な分野の指針となる計画である。



3 想定する災害リスク

- 本計画で想定する災害リスクは「大規模自然災害全般」とする



4 基本目標

- ① 人命の保護
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

5 事前に備えるべき目標（8つの目標）

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、避難生活環境及び被災者等の健康を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済活動が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

- 事前に備えるべき目標（8つの目標）の達成を妨げる事態として、国の国土強靱化基本計画及び東京都の国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオを参考とし、3-6のリスクシナリオを設定
- 限られた資源で効果的・効率的に国土強靱化を進めるため、施策等の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める。基本的には、国が重点化したものを市の国土強靱化地域計画でも重点化とする。

7 脆弱性評価と施策の推進方針

- 各リスクシナリオを回避するための施策を抽出し整理した。
- 施策ごとに、現在市が行っている施策・事業を踏まえ、リスクシナリオを回避するためにどのような取組が必要かを分析する脆弱性評価を行った。
- 脆弱性評価の結果に対し、強靱化に係る市の施策の推進方針を策定した。

8 アクションプラン

- 東大和市国土強靱化地域計画に定める施策に関連する事業を、別途作成する「アクションプラン」に定める。
- 原則として、アクションプランは毎年度見直すものとする。

9 今後の予定

時期	内容
9月1日	全員協議会で説明
9月15日から10月14日まで	パブリックコメント実施
11月上旬	パブリックコメント結果公表
12月下旬	計画策定、公表

東大和市

国土強靱化地域計画

(案)



令和3年 月

東大和市

目次

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ	1
1 策定趣旨・背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 地域防災計画との違い	3
4 計画期間	4
第2章 市の概況	5
1 地勢・人口・土地利用	5
(1) 位置及び地勢	5
(2) 人口	6
(3) 土地利用	6
(4) 交通・道路	7
2 被害想定	7
(1) 震源設定	7
(2) 被害の概要	8
第3章 基本的な考え方	10
1 想定する災害	10
(1) 地震災害	10
(2) 風水害	10
(3) 火山噴火災害	12
(4) 複合災害	12
2 基本目標、事前に備えるべき目標	13
3 国土強靱化を推進する上での基本的な方針	13
(1) 市の強靱化を推進する上での取組姿勢	14
(2) 適切な施策の組み合わせ	14
(3) 効率的な施策の推進	14
(4) 地域特性に応じた施策の推進	14
第4章 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）	15
1 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）の考え方	15
2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	16
3 施策分野の設定	18
4 脆弱性評価結果	18
第5章 推進方針（取り組むべき事項）	19
別表1 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価結果	44
別表2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの施策一覧	69

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1 策定趣旨・背景

平成23年に発生した東日本大震災は、未曾有の大災害となり、これまでのインフラ整備中心の防災・減災対策だけでは限界であることを示した。そのため、従来の防災・減災の枠を超え、国土政策や産業政策も含めた総合的な対応により大規模自然災害への備えを進める視点として、強く打ち出された理念が国土強靱化である。

国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、翌年6月には国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）を閣議決定した。その中で、国は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進している。その後、平成30年12月に、国基本計画の策定から約5年が経過したこと、平成28年の熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、国基本計画の見直しが行われた。

また、国土強靱化基本法第13条では、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとして規定され、東京都においても「東京都国土強靱化地域計画」（以下「都地域計画」という。）を平成28年1月に策定している。

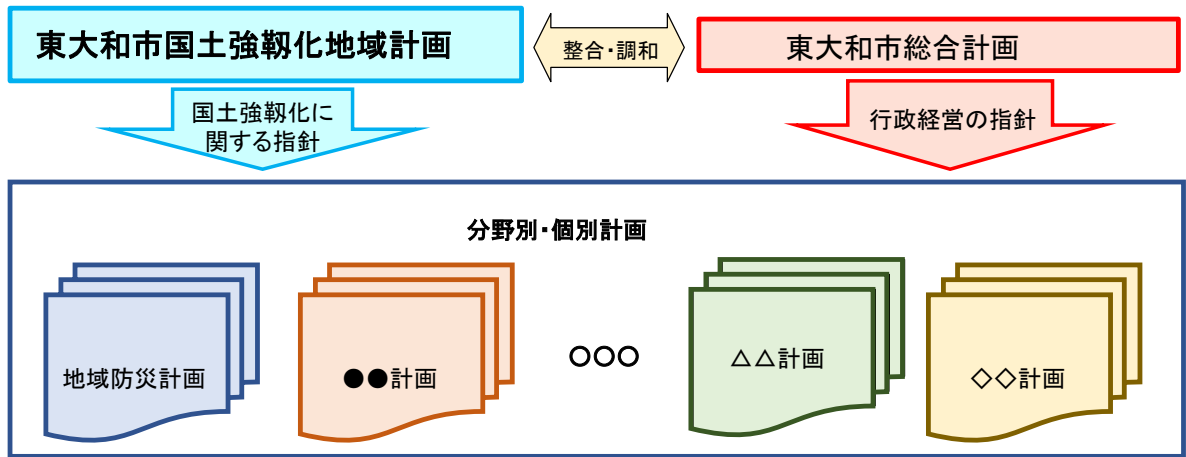
東大和市（以下「市」という。）では、これまで、東大和市地域防災計画の見直しや事業継続計画（地震編）の策定、ハザードマップの作成などを行い、災害に強いまちづくりを推進してきたが、こうした動向を踏まえ、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、速やかな復旧・復興を可能にする「強靱な地域」をつくるため、市の強靱化に関する指針となる「東大和市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定し、国、東京都、関係機関等と一体となって、総合的、計画的に強靱化の取組を推進するものである。

2 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づき策定する「地域計画」であり、市における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とする。

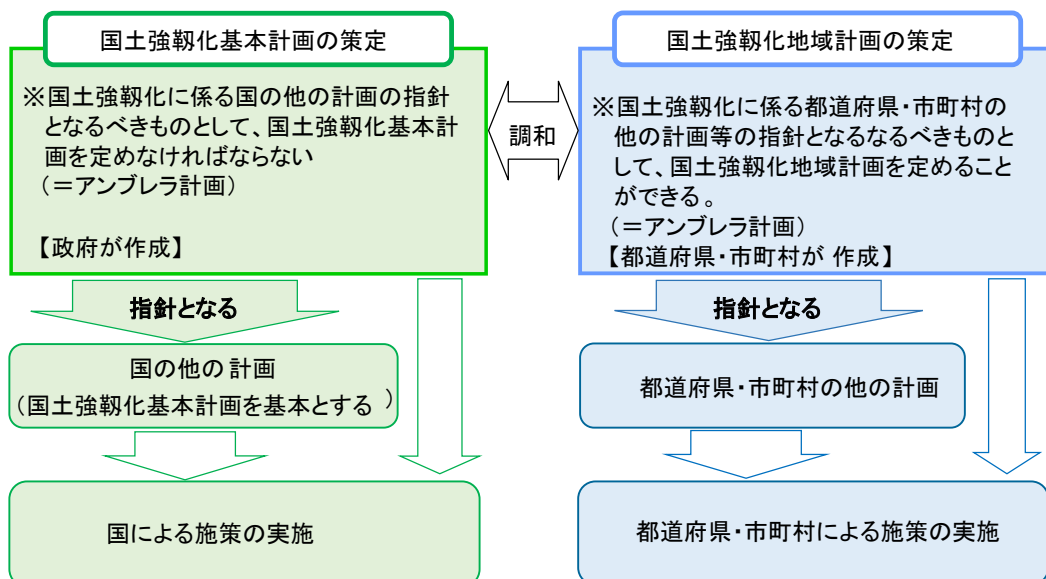
大規模自然災害に対する市の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、「東大和市総合計画」と整合・調和を図りながら、国土強靱化の観点から市における様々な分野の指針となる計画である。

【東大和市国土強靱化地域計画の位置づけ】



【参考 1】国土強靱化に関する計画の体系

(国土強靱化基本計画と国土強靱化地域計画の関係 (国土強靱化基本法第 10 条ほか))



【参考2】SDGs¹達成に向けた取組

本計画は、総合計画で定める施策とSDGsの17の目標との関係性を踏まえ、特に下記項目の達成を目指す。

●目標11 [持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

本計画で目指すSDGs目標



¹ SDGs (Sustainable Development Goals) とは

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことである。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

3 地域防災計画との違い

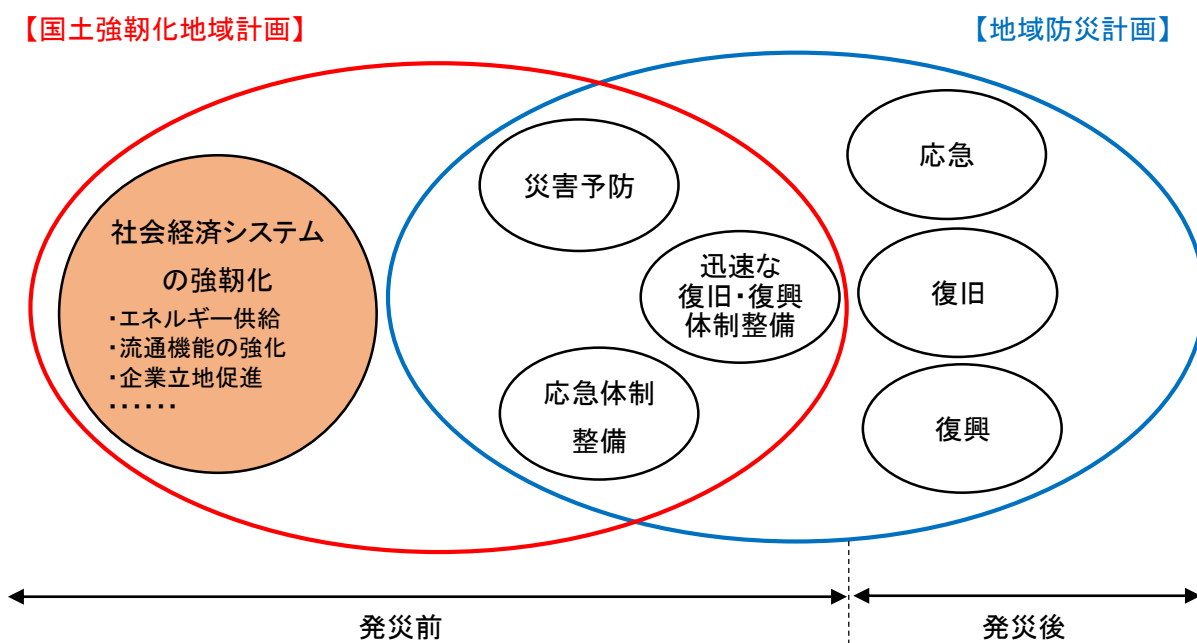
地域防災計画では、地震や洪水などのリスクを特定し、リスクごとに計画が立てられている（例、地震、風水害、原子力災害）。一方、「国土強靱化」は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものである。

国土強靱化地域計画は、あらゆる大規模自然災害を想定しながら「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチから、平時から持続的に展開する、強靱化の取組の方向性・内容を取りまとめたものである。

地域防災計画との比較

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害	災害の種別ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—

国土強靱化地域計画イメージ図



出典：札幌市強靱化計画

4 計画期間

令和3年度を始期とし、国基本計画や都地域計画の見直しや社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとする。

第2章 市の概況

1 地勢・人口・土地利用

(1) 位置及び地勢

市は、東京都心から西に約 35 km にあり、北多摩の北部に位置している。北は埼玉県所沢市と接する都県境となっており、東は東村山市、南は立川市及び小平市、西は武蔵村山市に接している。東西は 5.3 km、南北 4.3 km、面積は 13.42 km² で、面積は多摩 26 市の中で 17 番目の大きさとなっている。

地勢は、北部の狭山丘陵と南部の平坦な武蔵野台地によって構成されている。このうち、狭山丘陵は、東京都と所沢市にまたがる丘陵地で樹林地に覆われているとともに、多摩湖（村山貯水池）を擁するなど、水と緑に恵まれた地域となっている。

【都内市町村位置図】



【市内図】

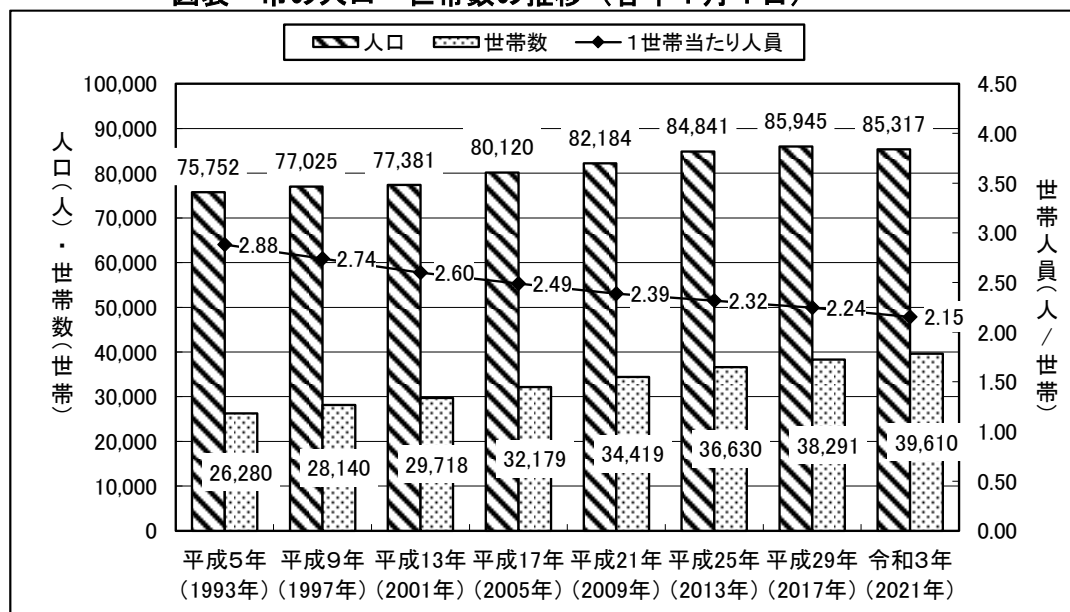


(2) 人口

① 人口

令和3年1月1日時点の人口は、85,317人であり、平成5年1月1日時点の人口の75,752人と比べて、約13パーセント増加している。平成4年以降の人口推移を4年ごとにみると、平成12年から平成16年までにかけては、4%以上の伸び率となったが、平成28年をピークに最近では減少に転じている。今後、市の総人口は長期にわたる減少局面に移行し、その減少幅は年を経るごとに拡大して、令和24年には79,756人となる見込みである。

図表 市の人口・世帯数の推移（各年1月1日）



② 昼夜間人口

平成27年の国勢調査によれば、市外から市内に流入する人口は11,077人であるのに対し、市内から市外へ流出する人口は27,760人であり、昼間人口は68,474人となっている。

また、少子高齢化が進んでいる影響により、年々、夜間人口と昼間人口の差は小さくなっている。

(3) 土地利用

市における土地利用の状況は、平成29年度に実施した土地利用状況調査によると、「宅地」が42.0%、「屋外利用地等」が3.9%、「公園・運動場等」が6.8%、「未利用地等」が2.1%、「道路等」が14.0%、「農用地」が5.3%、「水面・河川・水路」が11.2%、「森林」が14.5%、「原野」が0.2%となっている。

(4) 交通・道路

市域の骨格を形成する主要な交通網のうち、鉄道は市の南側を東西に西武鉄道拝島線、西側を南北に多摩モノレールが通っており、市内には合計5駅が設置されている。また、幹線道路は、都道5号新宿青梅線を構成する青梅街道・新青梅街道のほか、南北方向に芋窪街道、東西方向に中央通りや桜街道が通っている。

都市の骨格を形成する重要な道路として都市計画決定した「都市計画道路」は、令和3年4月1日現在、総延長27.41kmであり、このうち施行済延長は19.57km、施行率は71.4%となっている。一方、市民の日常生活に身近な生活道路である市道は、令和3年4月1日現在、実延長209.721km、このうち改良済延長は166.510km、改良率は79.4%となっている。

2 被害想定

(1) 震源設定

平成24年に作成された「首都直下地震等による東京の被害想定」では、平成17年に中央防災会議首都直下地震対策専門調査会が想定した地震のうち東京に大きな被害を及ぼすおそれがある3地震に加え、過去に都内に最も大きな津波をもたらしたとされる地震を想定地震としている。

想定地震

想定地震	震源	規模	震源の深さ
東京湾北部地震	東京湾北部	M7.3	20km～35km
多摩直下地震	東京都多摩地域	M7.3	20km～35km
元禄型関東地震	神奈川県山北町	M8.2	0km～30km
立川断層帯地震	東京都立川市付近	M7.4	2km～20km

(2) 被害の概要

東京都防災会議が平成 24 年 4 月に発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、市への被害が甚大かつ発生確率が高いと考えられるのは以下の震源を東京都多摩地域とする多摩直下地震と震源を立川市付近とする立川断層帯地震である。

前提条件	内容
震源	東京都多摩地域
震源の深さ	約 20～35km
規模	マグニチュード 7.3
市内の主な震度	6 強
気象条件	①冬の朝 5 時、風速 8m/秒 ②冬の夕方 18 時、風速 8m/秒

項目		多摩直下地震 M7.3		
		朝 5 時 8m	夕方 18 時 8m	
建物被害	建物全壊棟数	774 棟	774 棟	
出火被害	出火件数	3 件	8 件	
	焼失棟数（倒壊建物を含む。）	403 棟	2,404 棟	
人的被害	死者（うち建物被害）	59 人（47 人）	80 人（32 人）	
	負傷者（うち建物被害）	765 人（728 人）	725 人（527 人）	
	避難者（1 日後） （うち避難所生活者）	16,689 人 (10,848 人)	23,541 人 (15,301 人)	
ライフライン支障率	電力（停電率）	9.0%	17.0%	
	通信（不通率）	2.3%	12.1%	
	ガス（供給停止率）	ブロック内全域で SI 値が 60kine 超のケース	0.0%	0.0%
		ブロック内 1/3 で SI 値が 60kine 超のケース	100%	100%
	上水道（断水率）	36.7%	36.7%	
	下水道（下水道管きよ被害率）	24.3%	24.3%	
帰宅困難者	滞留者数	—	59,513 人	
	徒歩帰宅困難者数	—	15,194 人	
震災廃棄物	重量	22 万トン	27 万トン	
	体積	27 万 m ³	35 万 m ³	
要配慮者（死者）		27 人	48 人	
自力脱出困難者		328 人	236 人	
エレベーター閉じ込め台数		6 台	7 台	

前提条件	内 容
震 源	東京都立川市付近
震 源 の 深 さ	約 2~20km
規 模	マグニチュード7.4
市内の主な震度	6強
気 象 条 件	①冬の朝5時、風速8m/秒 ②冬の夕方18時、風速8m/秒

項 目		立川断層帯地震 M7.4		
		朝5時 8m	夕方18時 8m	
建 物 被 害	建物全壊棟数	1,640 棟	1,640 棟	
出 火 被 害	出火件数	3 件	9 件	
	焼失棟数（倒壊建物を含む。）	532 棟	3,884 棟	
人 的 被 害	死者（うち建物被害）	116 人（101 人）	146 人（68 人）	
	負傷者（うち建物被害）	1,225 人（1,177 人）	1,194 人（858 人）	
	避難者（1日後） （うち避難所生活者）	28,077 人 （18,250 人）	38,210 人 （24,836 人）	
ライフライン支障率	電力（停電率）	17.3%	29.7%	
	通信（不通率）	3.2%	19.8%	
	ガス（供給停止率）	ブロック内全域でSI値が60kine超のケース	0.0%	0.0%
		ブロック内1/3でSI値が60kine超のケース	100%	100%
	上水道（断水率）	70.8%	70.8%	
	下水道（下水道管きよ被害率）	24.3%	24.3%	
帰宅困難者	滞留者数	—	59,513 人	
	徒歩帰宅困難者数	—	15,194 人	
震災廃棄物	重量	36 万トン	44 万トン	
	体積	43 万m ³	58 万m ³	
要配慮者（死者）		53 人	86 人	
自力脱出困難者		702 人	504 人	
エレベーター閉じ込め台数		7 台	9 台	

第3章 基本的な考え方

1 想定する災害

想定する災害としては、国基本計画及び都地域計画と同様に、「大規模自然災害全般」とする。市で想定すべき自然災害には、地震災害、土砂災害・風水害、火山噴火災害、大雪・雪崩災害などの災害がある。

なお、特に市に影響が大きいと想定される災害の代表例は以下のとおり。

(1) 地震災害

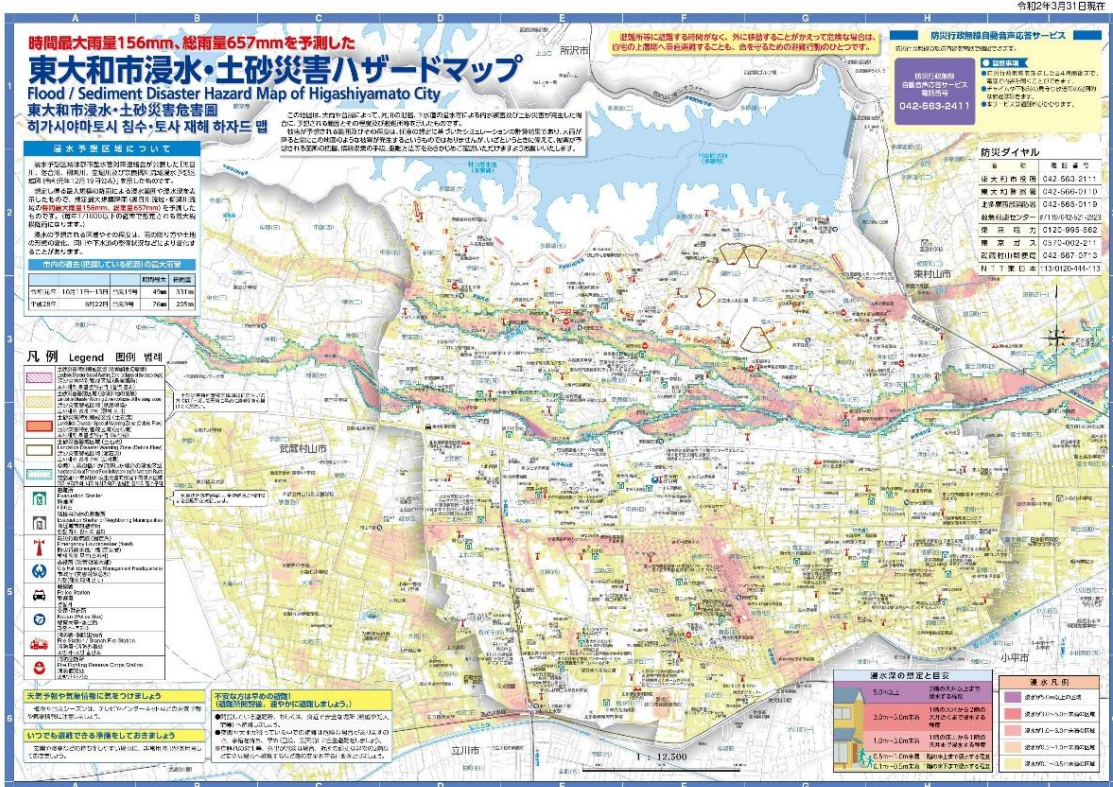
第2章市の概況、2被害想定に示す「多摩直下地震」を想定するものとする。「多摩直下地震に比べ発生確率が低いとされる「立川断層帯地震」は、多摩直下地震における被害想定に基づく対策等を達成した後における次期の想定地震とする。

(2) 風水害

市では、道路排水管や雨水浸透施設の整備が進み、近年内水氾濫による大規模な浸水被害は報告されていませんが、計画中の公共下水道（雨水）は1時間あたり50mmの雨量を対象とした整備のため、これを超える雨量の場合には浸水被害が発生する危険性がある。

都市型水害対策連絡会は、想定最大規模の降雨（時間最大雨量156mm、総雨量657mm）による浸水予想区域図（黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域浸水予想区域図（令和元年12月改定））を作成しており、市では、当該浸水予想区域図を基にした「浸水・土砂災害ハザードマップ」を作成している。これらの浸水予想等を踏まえた対策を講ずる必要がある。

東京都は、平成31年3月15日付けで、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定した。市内では、土砂災害警戒区域54か所、土砂災害特別警戒区域50か所が指定されている。



浸水・土砂災害ハザードマップ

(3) 火山噴火災害

東京都地域防災計画（火山編）の「第4部 富士山噴火降灰対策」では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会報告書に示された被害想定を計画の基礎とする。市は富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流や火砕流などの被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定されている。

同報告書によると、1707年（宝永4年）に発生した宝永噴火と同程度の噴火が発生したとすると、市付近では、2～10cm程度の降灰が想定されている。



出典 東京都地域防災計画（火山編）

(4) 複合災害

令和2年及び令和3年における国内での新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、大規模自然災害と感染症による複合災害への対応という新たな課題に直面した。新型コロナウイルスのような感染症のまん延下にあっては、感染拡大の防止と市民の避難の両面という困難な課題を克服していく必要がある。

2 基本目標、事前に備えるべき目標

本計画における基本目標及び事前に備えるべき目標は、国基本計画及び都地域計画や基礎自治体の役割などを踏まえ、以下のとおり設定する。

基本目標
① 人命の保護
② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④ 迅速な復旧・復興

事前に備えるべき目標
① 直接死を最大限防ぐ
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、避難生活環境及び被災者等の健康を確実に確保する
③ 必要不可欠な行政機能は確保する
④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
⑧ 社会・経済活動が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

国基本計画で示されている「基本的な方針」も踏まえ、市の強靱化を推進する上で配慮すべき事項を取りまとめ、取組を進めていくこととする。

(1) 市の強靭化を推進する上での取組姿勢

- 市の強靭化を損なう原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進
- 市が有する抵抗力、回復力、適応力の強化
- 短期的な視点によらず、長期的な視点を持った計画的な取組の推進

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進
- 自助、共助、公助を適切に組み合わせ、市と市民とが適切に連携及び役割分担を行いながら取組を実施

(3) 効率的な施策の推進

- 市民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して施策の重点化を図る。
- 既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減し効率的な施策を推進

(4) 地域特性に応じた施策の推進

- 地域コミュニティ機能を向上するとともに、各地域における担い手が適切に活動できる環境整備を推進
- 女性、高齢者、子ども、障害者などに配慮した施策の推進
- 地域特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮

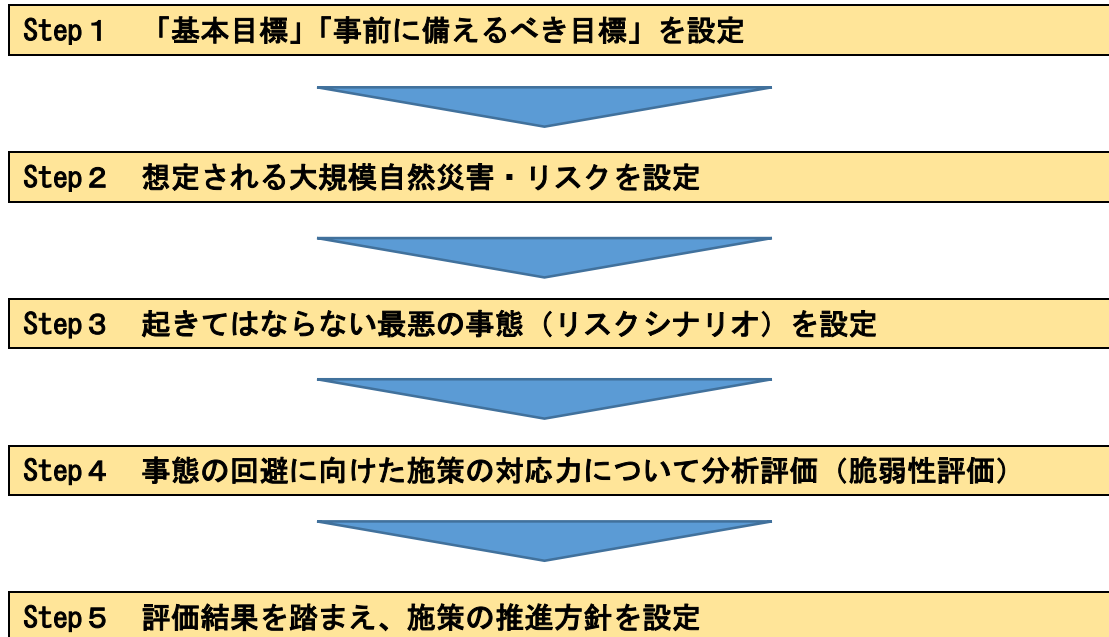
第4章 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）

1 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）の考え方

国は、国基本計画において、我が国の大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し評価する、いわば「国土の健康診断」を実施するため、脆弱性評価を行っている。この評価は、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、これに対する各省庁の施策について横断的に評価することとし、国は45項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。また、都地域計画では、国と同様の枠組みにより脆弱性評価を実施している。

市は、国及び東京都の脆弱性評価を参考に、36項目の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定し、これらの事態を回避するための国土強靱化に資する施策を洗い出し、事態ごとに施策の課題を抽出した。

脆弱性評価は以下の手順で現状分析・評価を実施した。



2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

8つの事前に備えるべき目標から、その妨げとなるものとして国基本計画及び都地域計画を参考に、36項目の市における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。番号に網掛けをしたものは、重点化したリスクシナリオを示す。

事前に備えるべき8つの目標	番号	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
目標1 直接死を最大限防ぐ	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	不特定多数の者が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、避難生活環境及び被災者等の健康を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
目標3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
	3-2	市等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
	5-4	食料等の安定供給の停滞
目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスのサプライチェーン機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	有害物質の大規模拡散・流出
	7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-5	風評被害等による経済等への甚大な影響
目標 8 社会・経済活動が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	交通の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

3 施策分野の設定

評価を行う施策分野は、国基本計画や市の総合計画と調和を図り、以下の6分野とした。

施策分野	<ul style="list-style-type: none">① 子育て・教育② 健康・福祉③ 安全・防災・まちづくり④ 人権・地域・文化⑤ 環境⑥ 経済・産業
-------------	--

4 脆弱性評価結果

評価結果は、別表1のとおりである。

第5章 推進方針（取り組むべき事項）

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに施策を検討・整理し、推進方針を策定した。リスクシナリオごとの推進方針は、以下のとおりである。

- 複数のリスクシナリオの事態回避に影響がある施策については、本章の中で初めて掲出するリスクシナリオにだけ推進方針を記載するようにし、以降の掲出については、「再掲」として施策名のみを記載するように整理した。
- 重点化したリスクシナリオについて、「重点」と表記した。
- リスクシナリオごとの施策一覧は別表2のとおりである。本表には個別計画や施策分野を記載している。
- 以下に記載する推進方針の実現に向けた取組として実施される事業については、別冊のアクションプランにまとめるものとする。原則として、アクションプランは毎年度見直すものとする。

目標 1 直接死を最大限防ぐ

重点 1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

火災の発生予防(防災安全課)

○災害時における火災発生を防ぐため、火災予防に関する広報や意識啓発に取り組む。

災害時に防災拠点となる施設の安全性の確保(教育総務課、建築課、総務管財課、地域振興課、社会教育課、中央公民館)

○災害時に防災拠点となる施設において、定期的に安全点検等を実施し、老朽化対策として計画的に施設の修繕・改修を行う。

○災害時に防災拠点となる施設において、非構造部材の耐震化を計画的に実施する。

ハード面及びソフト面からの様々な対策の実施(防災安全課、環境課)

○救出救助活動等の不足が懸念されるため、活動拠点及び避難場所となる都市公園等のオープンスペースの確保や、実災害を想定した各種訓練の反復実施・検証による対処計画等の充実化など、ハード面及びソフト面からの様々な対策を行う。

<p>保育施設等の耐震性能確保(保育課)</p> <p>○保育施設等建設の際の、必要な耐震性能の確保等に要する費用について、国の交付金を活用し、助成を行う。なお、耐震基準は、東京都の定める保育所設置認可等事務取扱要綱等の各施設における認可等の基準に従う。</p> <p>○狭山保育園・やまとあけぼの学園は、施設運営終期まで定期的に点検等を実施し、必要な耐震性能確保のための改修等を行う。</p>
<p>学校の室内安全対策(教育総務課)</p> <p>○学校の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、計画的に学校施設の改築、改修を行う。</p> <p>○学校設備の適正な維持・管理に努め、計画的に学校設備の更新を進める。また、各設備の定期的な検査や学校施設の日常安全点検、定期安全点検等を確実に実施し、児童生徒の安全確保に取り組む。</p>
<p>建築物等からの二次災害防止対策(建築課、土木課)</p> <p>○円滑に建築物や宅地の危険度の判定活動を実施するため、東京都と連携して、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る。</p>
<p>公園等の防災機能強化(環境課、防災安全課)</p> <p>○避難場所や救助救出のための活動拠点等となる公園等に、非常用発電設備等の防災関連施設を整備することで、避難者の安全確保や救出救助部隊の活動支援のための防災機能を強化する。</p>
<p>住宅・建築物の耐震化の促進(都市計画課)</p> <p>○東大和市耐震改修促進計画に基づき、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造住宅について、耐震診断・耐震改修を促進するため、耐震化に係る普及啓発、助成事業の実施及び税制優遇措置の周知を進める。</p>
<p>地域防災力の向上(家庭内での対策推進、消防団・自主防災組織の強化)(防災安全課)</p> <p>○地域一丸となった災害対応体制を構築するため、自助、共助を促す取組を進める。まず、被災者が安全に避難する対策として、家具類の転倒・落下・移動防止対策により室内における避難路の確保や出火防止などの対策を推進する。さらに、地域防災の要である消防団の人員確保や消防団装備・訓練の充実強化を進めるとともに、応急手当の普及促進や自主防災組織等の充実強化、学校等における防災教育の推進に目を向け、地域全体の協力体制を推進する。</p>
<p>住宅密集地の防災性の向上(都市計画課)</p> <p>○住宅密集地において、建築物の不燃化の促進及びオープンスペースの確保により安全性の向上と環境の改善を図る。また、拠点におけるまちづくりを通じ地域の防災性の向上を図る。</p>
<p>無電柱化の推進(都市計画課、土木課)</p> <p>○地震や強風を起因とした電柱倒壊による遮断を防ぐため、都市計画道路の整備にあたっては、電線共同溝や裏配線等の整備など無電柱化を検討する。</p>

<p>要配慮者対策の推進(福祉推進課、防災安全課)</p> <p>○高齢者、障害者などの要配慮者について、避難行動要支援者名簿の作成・共有化を推進する。また、個別計画(避難支援計画)の作成や、市民参加による防災訓練など、平時からの対策について検討する。</p>
<p>児童館等の老朽化等対策(青少年課)</p> <p>○児童館や学童保育所は、老朽化対策として、定期的に設備等の点検を実施し、利用者の安全確保に取り組む。学童保育所は、小学校の更新(統廃合含む。)の際には、学校施設内への統合を計画的に進める。複合施設内の児童館は、計画的に修繕・改修等を計画的に実施する。</p>
<p>地域防災力の向上(地域全体での協力体制の推進)(高齢介護課)</p> <p>○地域一丸となった災害対応体制を構築するには、自助、共助を促す取組が重要である。介護者等が介護を抱え込むことがないよう、高齢者及び介護者への相談支援体制の充実や介護サービスの充実を図るため、介護者の総合相談窓口として高齢者ほっと支援センター(地域包括支援センター)及び高齢者見守りぼっくすの相談機能の強化及び介護施設の整備等を行うことにより、地域全体で高齢者のいる世帯を支える体制を構築し、地域全体の協力体制を推進する。</p>

<p>重点 1-2) 不特定多数の者が集まる施設の倒壊・火災</p>
<p>公園等の防災対策推進(環境課、教育総務課、建築課)</p> <p>○公園等のすべての施設、設備、植栽等について、老朽化及び維持管理不足等に伴い、災害発生時における直接事故及び二次災害の発生リスクを軽減する。</p>
<p>公共建築物の耐震性能の維持(総務管財課、地域振興課、教育総務課、建築課、社会教育課、中央公民館)</p> <p>○災害時に防災拠点となる施設については、維持管理を適切に行い、機能保全を図る。</p>
<p>初期消火力の向上(防災安全課)</p> <p>○適切な初期消火器具等の設置及び維持管理を行うとともに、初期消火器具を活用した防災訓練の実施など、地域における初期消火力の向上を進める。</p>
<p>防災教育の充実(教育指導課)</p> <p>○防災教育に関する教職員の意識の向上を図るとともに、「学校防災マニュアル」に基づく避難訓練がより具体的・実践的なものとなるよう検討する。</p>
<p>学校の室内安全対策【再掲⇒1-1】(教育総務課)</p>
<p>狭あい道路の拡幅整備(土木課)</p> <p>○安全で災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅整備等の事業を推進する。</p>

多数の者が利用する建築物の耐震化(都市計画課)

○不特定多数の者が利用する建築物の倒壊による人的被害を抑えるため、当該建築物について、東京都と連携して耐震化を促進する。

1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

水害リスク情報の提供と避難対策の推進(秘書広報課、防災安全課)

○近年、局地的な大雨や台風などの被害が頻発していることを踏まえ、災害時に適切な避難行動がなされるよう、平時より、災害リスクと取るべき行動、水害時の開設避難所などを、市公式ホームページや防災・ハザードマップへの掲載、防災訓練を通じた周知など様々な広報活動により周知するとともに、浸水被害軽減の啓発活動をより強化する。

タイムラインの運用(防災安全課)

○災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン(事前防災行動計画)の運用により、被害の最小化を図る。

局地的な集中豪雨等への対策強化(下水道課)

○近年の浸水被害の発生等を踏まえ、河川整備、下水道整備及び流域対策の取組など国や都と連携しながら集中豪雨対策に取り組む。

洪水ハザードマップの作成(防災安全課)

○洪水時の浸水想定区域や避難に関する情報をあらかじめ市民に周知するための洪水ハザードマップを作成し、市民や転入者等に配布する。また、パネル展示会や出前講座等で洪水ハザードマップを普及促進する。

治水対策の推進(土木課)

○近年の気候の変動による局地的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)が急増していることから、流水機能の確保を行い、水害の解消を図る。

要配慮者対策の推進【再掲⇒1-1)】(福祉推進課、防災安全課)

重点 1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

富士山大規模噴火時の火山災害対策の推進(環境課、防災安全課)

○大規模噴火時に、市民等の生命だけでなく日常生活への影響も計り知れないことから、平常時から応急対策時、復旧時における対策を講じる。また、火山灰が山地に堆積し、少ない雨で土石流や洪水が多発することを防ぐため、東京都等と連携し、降灰除去事業を活用するなどのハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

富士山噴火による降灰対策の検討(被害軽減対策)(防災安全課)

○火山灰による被害を軽減する対策を検討する。

<p>地すべりや土石流等、土砂災害対策(環境課、防災安全課、土木課)</p> <p>○市が所有する土地のがけ地については、安全対策を推進する。</p>
<p>土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定(防災安全課)</p> <p>○土砂災害の発生が予想される際の避難指示等の具体的な発令基準について、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜改正を行いながら、市民の円滑かつ迅速な避難を確保する。</p>
<p>土砂災害対策の充実・強化(警戒避難体制の構築)(防災安全課)</p> <p>○土砂災害に対して、危険な箇所を市民に周知するとともに、東京都による土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表や土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、警戒避難体制を構築する。○土砂災害ハザードマップの定期的な改正及び土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を強化する。</p>
<p>土砂災害対策の充実・強化(砂防施設の整備)(環境課、防災安全課、土木課)</p> <p>○土石流やがけ崩れの危険性が高い箇所や過去に災害が発生した箇所において、砂防えん堤や法枠工などの砂防施設の整備を推進する。</p>
<p>大規模盛土造成地の滑動崩落対策(都市計画課)</p> <p>○地震による大規模盛土造成地の滑動崩落を予防するため、今後東京都と連携し、安定性確認調査(第二次スクリーニング)などを検討する。</p>

<p>1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p>
<p>行政による情報処理・発信体制の整備(防災安全課)</p> <p>○訓練等を通じて、災害時の情報収集や避難指示等の必要な情報の発信が円滑に行えるよう体制を整備する。</p> <p>○防災行政無線について維持管理を適切に実施するとともに、市公式ホームページ等の活用など、防災行政無線以外の市民への情報発信のあり方について検討する。</p>
<p>業務継続体制の確保(防災安全課)</p> <p>○東大和市事業継続計画(地震編)や関連する業務マニュアル等について、研修等を通じて、災害時における適切な対応が行える体制を構築する。</p> <p>○応急・復旧業務に必要となる資機材について整備を進めるとともに、協力を要請する関係機関との間で必要な協定を締結するなどにより、連携体制を構築する。</p>

<p>1-6) 暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生</p>
<p>除雪体制の確保(土木課)</p> <p>○地域の交通・物流ネットワークの寸断や車両の立ち往生に起因する死傷者の発生を防ぐため、関係機関が連携した除雪体制の確保により、緊急輸送道路等の除雪体制を強化し、円滑な冬期交通を確保するための対策を推進する。</p>

<p>暴風雪時における道路管理体制の強化(土木課)</p> <p>○道路パトロールの適切な実施により道路交通状況や降雪状況の確認を行い、効果的な道路管理体制の整備を進める。</p>
<p>路面の凍結防止対策(土木課)</p> <p>○凍結防止剤の散布により、坂道等の路面凍結による事故を防止する。</p>

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、避難生活環境及び被災者等の健康を確実に確保する

<p>重点 2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p>
<p>受援体制の構築(職員課)</p> <p>○庁内関係課が連携し、受援体制の構築に向けた計画や運用マニュアルの作成について検討を進める。</p>
<p>生活用水の確保(防災安全課)</p> <p>○上水道が寸断された場合に備えるため、井戸を所有している市民等に協力を要請した上で、震災対策用指定井戸を指定し、生活用水の確保を図る。</p>
<p>備蓄品の充実・確保(家庭・事業所における生活必需品等の備蓄)(防災安全課)</p> <p>○家庭における備蓄については、市民に対して最低限3日(推奨1週間)の食料と飲料水、生活必需品の備蓄を要請しており、引き続き、防災訓練や出前講座等で周知を行うとともに、防災士など有識者を活用するなど啓発活動の充実を図る。</p> <p>○市における備蓄については、引き続き要配慮者や生物学的な性差のほか、ニーズの多様性など様々な視点を考慮し計画的に更新を行う。</p>
<p>物資供給体制の強化(防災安全課)</p> <p>○災害時における迅速かつ円滑な物資調達を図るため、災害時の食料等の調達に係る協定事業者との訓練の実施等により、協定事業者との連携を強化する。</p>
<p>応急給水体制の構築(防災安全課)</p> <p>○地域市民等による迅速な応急給水体制の構築のため、災害時に給水拠点等からの飲料水の供給体制や手法について、発災時に実際に行動できるよう、東京都と連携した訓練を通じて体制等を整備していく。</p>
<p>緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進(都市計画課)</p> <p>○災害時の緊急輸送道路沿道建築物の倒壊による通行障害を防ぐため、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を推進する。</p>
<p>道路等の災害対応力の強化等(都市計画課、土木課)</p> <p>○幹線道路ネットワークの整備、橋梁の長寿命化の実施、道路斜面の安全対策など、道路等の災害対応力を強化する。</p>

<p>備蓄品の充実・確保(避難所における生活必需品等の備蓄)(防災安全課)</p> <p>○避難所における需要に応じた備蓄の確保に向け、東京都と連携して取り組むとともに、備蓄倉庫の再編整備、民間倉庫の活用や備蓄倉庫の新設等による新たな備蓄倉庫の確保を検討する。</p>
<p>物資輸送ルートの確保(土木課)</p> <p>○道路や橋梁等の長寿命化を推進する。</p>
<p>民間事業所等との連携強化(防災安全課)</p> <p>○災害発生時に、物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する。</p> <p>○災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結する団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図る。</p>
<p>無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】 (都市計画課、土木課)</p>

<p>重点 2-2) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p>
<p>緊急通行車両等の交通の確保(防災安全課、土木課)</p> <p>○東京都内において震度6弱以上の地震が発生した場合、緊急通行車両等の交通確保のため、第一次交通規制として、環状7号線から都心方向へ流入する車両の交通抑制及び緊急自動車専用路として国道20号線等の7路線を指定して通行禁止規制が実施される。その後、第二次交通規制として、被災状況等に応じて緊急交通路(市内では、芋窪街道及び新青梅街道)が指定されるなど、さらなる災害応急対策に必要な緊急通行車両等の交通確保が実施される。また、被災者の避難、傷病者の搬送、物資輸送、活動要員の移動等のため、緊急輸送道路として市内の幹線道路等が被害状況に応じ交通規制される場合がある。</p> <p>○これらの規制情報や、震災発生時の対処について、防災マップやハザードマップ等の配布や市公式ホームページ等を活用して周知していく。</p>
<p>公園等の防災機能強化(環境課)【再掲⇒1-1)】</p>

<p>応急活動拠点の整備(ハード対策、ソフト対策の充実強化)(防災安全課)</p> <p>○救出救助活動等の不足が懸念されるため、活動の拠点や避難場所となる都市公園等のオープンスペースの更なる確保や、実災害を想定した各種訓練の反復実施・検証による対処計画等の充実化など、ハード面、ソフト面からの様々な対策を行う。</p>
<p>応急活動拠点の整備(視認可能な建物名称(ヘリサイン)の表示)(教育総務課、建築課)</p> <p>○建物の屋上等に上空から視認可能な建物名称(ヘリサイン)を表示することで、他都道府県の応援航空部隊等が飛行位置の把握や、活動対象施設の特定を容易に行うことを可能にし、航空部隊の災害活動体制及び震災時における受援体制を強化する。新築、改築、大規模改修時の実施時にヘリサインの整備を行う。</p>
<p>緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課)</p>
<p>地域防災力の向上(消防団・自主防災組織の強化)(防災安全課)</p> <p>○消防団の人員確保や消防団装備・訓練の充実強化に加え、自助、共助を促す取組として、自主防災組織等の充実強化に目を向け、地域全体の協力体制の構築を推進する。</p>
<p>道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)</p>
<p>無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)</p>

<p>2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</p>
<p>災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発(防災安全課)</p> <p>○災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料の半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。</p>
<p>再生可能エネルギーの導入拡大(環境課、防災安全課、教育総務課、建築課、地域振興課、社会教育課、中央公民館)</p> <p>○地域の特性を生かし、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入拡大を国や東京都などの関係機関と連携を図りながら推進する。</p> <p>○公共施設の老朽化対策として、公共施設の新設や大規模改修を実施する場合には、太陽光などの再生可能エネルギーの導入を検討する。</p>

道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)

無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)

2-4) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

帰宅困難者への情報提供(秘書広報課、防災安全課)

○市公式 SNS(ツイッター・フェイスブック・ライン)を活用し、徒歩帰宅困難者に対する情報を提供する。

○帰宅困難者等の安否の確認のための災害用伝言板サービス等の周知を広報する。

帰宅困難者対策の推進(防災安全課)

○帰宅困難者自身の安全、発災後に優先すべき救助・救護・消火活動・緊急輸送等を円滑に行うため、一斉帰宅の抑制の徹底、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、総合的な帰宅困難者対策を推進する。

帰宅困難者の受入体制の確保(防災安全課)

○民間施設等との協定により、一時滞在施設を確保する。

災害時帰宅支援ステーション等の充実等(防災安全課)

○東京都と連携して帰宅を支援するための災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、市民及び事業者に周知する。

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

医療機関の防災訓練の実施促進(健康課)

○医療機関は災害時にも継続的に業務を行えるよう、防災訓練の実施などを行う。

救急医療体制の充実(健康課、防災安全課)

○災害時に医療機能を維持するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び関係医療機関との連携により、平時から医療施設、医療資機材や備蓄医薬品、医療救護体制の整備・強化を図る。

<p>自宅療養者、濃厚接触者の避難対策の検討(健康課)</p> <p>○感染症が感染拡大している時期に災害が発生した場合には、自宅療養者や濃厚接触者が被災し避難が必要となることを想定し、都道府県、市区町村、保健所等による自宅療養者等の情報共有方法、自宅療養者等の安否確認や避難方法、避難先等を検討しておく。</p>
<p>医療従事者等の育成等(健康課)</p> <p>○大規模災害に対応するため、訓練や研修等を通じて医療従事者、DMAT 隊員などの育成を図る。また、日本赤十字社や医師会、歯科医師会、薬剤師会など、様々な主体による医療救護活動が実施できる体制を整えておく。</p>
<p>緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保(防災安全課)</p> <p>○石油関係団体と締結した協定に基づき、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給の確保を図る。</p>
<p>緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課)</p>
<p>多様な通信・情報手段の確保(防災安全課)</p> <p>○災害時には通信網が機能しなくなり、負傷者や医療従事者が医療機関に円滑にたどり着けないなどのおそれがあるため、医療関係機関に多様な通信・情報提供手段を確保して医療救護活動に関する情報連絡網を維持する。</p>
<p>道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)</p>
<p>無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)</p>

<p>2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p>
<p>感染症まん延時を想定した避難所開設・運営方法の確立(防災安全課、健康課)</p> <p>○避難者の健康状態の確認、基本的な感染対策、濃厚接触者等の専用スペース・動線の確保、避難者が感染症を発症した場合の対応等を検討するとともに、避難所開設・運営訓練を実施し対応手順を確認・習熟する。</p>
<p>災害対応時の感染防止(健康課、防災安全課)</p> <p>○防災拠点の空間や運用方法を確認し、三つの密(①密閉空間、②密集場所、③密接場面)を避けるための工夫を検討する。</p>

<p>在宅・縁故避難の誘導強化(防災安全課)</p> <p>○避難所の過密化を避けるため、在宅避難や縁故避難の推進を図る。</p>
<p>避難者の健康管理体制の強化(健康課、防災安全課)</p> <p>○災害時には、医療救護・保健班を編成し、避難生活の長期化による生活環境の悪化に対応する。避難所の運営等については、子ども、女性、高齢者、障害者等の要配慮者を含めた全ての避難者の健康管理や心のケア、車中泊等によるエコノミークラス症候群患者への対応等のきめ細かい対策の充実を図る。</p>
<p>下水道機能の確保(下水処理施設のハード・ソフト対策の充実)(下水道課)</p> <p>○下水道施設の耐震化と合わせて下水道 BCP の策定など、ハード・ソフト両面からの対策を推進する。</p>
<p>下水道機能の確保(避難所等の下水道施設の耐震化)(下水道課)</p> <p>○避難所、ターミナル駅や災害復旧拠点などの排水を受け入れる下水道管の耐震化を進める。</p>
<p>広域火葬体制の構築(市民課)</p> <p>○遺体収容所から火葬場までの遺体搬送について、搬送手段の確保、搬送経路等を事前に検討する。</p> <p>○遺体の搬送に必要な葬祭業者、運送業者等と必要に応じてあらかじめ協定を締結する等の措置を講ずる。</p>
<p>自宅療養者、濃厚接触者の避難対策の検討【再掲⇒2-5】(健康課)</p>
<p>動物に対する予防接種等の実施(環境課、防災安全課)</p> <p>○混乱期の風評被害によるパニックを防ぐ観点と、実際の放浪動物の咬傷事故による感染症予防の観点から、平時から更に狂犬病予防接種ワクチンの接種を進める。また、避難所における動物の適正な飼養についての普及啓発活動を実施する。</p>
<p>避難所における衛生管理(防災安全課、健康課)</p> <p>○避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行う。</p>
<p>災害廃棄物処理等に係る関係団体との連携体制の構築(ごみ対策課)</p> <p>○小平・村山・大和衛生組合及び湖南衛生組合並びにそれらの構成市をはじめ、他市町村や東京都、国、関係団体や民間事業者との連携体制を構築する。</p>

重点 2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

女性の参画と多様性の視点を取り入れた避難所運営の推進(防災安全課)

○近年の災害における避難所運営の教訓を踏まえ、全ての避難者が安全に安心して過ごせるための女性参画を推進する。

○妊産婦や子育て世代、外国人、ペット同行避難者の受入れ及び支援などへの理解を深めるとともに、関係機関等の連携による相談体制の検討を進めるなど、避難所の生活環境の向上を図る。

避難所における電源対策(防災安全課)

○長期間の停電が発生した際においても指定避難所の機能、生活環境や情報収集手段が維持できるよう、指定避難所の電源対策についても取組を推進する。

避難所や家庭における保健衛生活動の準備、避難所における衛生管理(防災安全課)

○手洗いの徹底を図り、食品・調理器具・生活用品等を衛生的に扱えるように、使用ルールを定めるとともに、使い捨て手袋や消毒薬(アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等)を準備する。

福祉避難所の指定促進(防災安全課、福祉推進課)

○避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる方のために、公共施設や福祉施設等を福祉避難所に指定するとともに、社会福祉施設等の協力を得て、二次的な福祉避難所の確保に努める。

要配慮者の移動手段の確保(防災安全課、福祉推進課)

○避難所から二次避難所(福祉避難所)等へ移動するための交通手段を確保するため、福祉車両を保有する事業者との協定を締結するとともに、情報訓練等を通して実効性の確保を図る。

災害時保健活動及び DHEAT 受援体制の整備(健康課)

○発災直後から保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、東京都と連携し、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援体制を構築する。

災害廃棄物処理等に係る関係団体との連携体制の構築【再掲⇒2-6)、8-1)】(ごみ対策課)

避難者の健康管理体制の強化【再掲⇒2-6)】(健康課、防災安全課)

避難所となる施設の感染症予防対策(防災安全課、健康課)

○避難所においてインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、ノロウイルス、O157 などが広まらないよう、施設の衛生環境を良好に保つ。また、感染症の疑いがある場合は、別室に案内するなど、避難所でクラスターが発生しないように取り組む。

○避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に確保できるようにしておく。

<p>避難所における健康管理(防災安全課、教育総務課、建築課)</p> <p>○体育館等の室内の衛生環境(温湿度等)を適正に保つよう、サーキュレーター(大型扇風機)等の設置に努める。また、定期的に換気を行うなど、避難所の運用ルールを定める。</p>
<p>避難所における衛生管理【再掲⇒2-6】(防災安全課、健康課)</p>
<p>備蓄品の充実・確保(避難所における生活必需品等の備蓄)【再掲⇒2-1】(防災安全課)</p>

目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

<p>3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化</p>
<p>治安の維持・安全の確保(防災安全課)</p> <p>○避難所内や被災した住宅街における各種犯罪の発生や情報の錯そうや混乱による治安の悪化を防ぐため、パトロールと情報伝達の両面から防犯活動を行えるよう、警察や防犯ボランティア団体、市民組織等と情報伝達の仕組みやルール作り、訓練等により被災時でも連携が取れる体制を構築する。</p>
<p>警察機能の維持(警察災害派遣隊の受入れ体制の整備)(防災安全課)</p> <p>○警察災害派遣隊の受入れに向けて、活動拠点の確保や的確な運営に向けた検討を進める。</p>
<p>公共の安全等の秩序維持体制の整備(防災安全課)</p> <p>○警察、防犯ボランティアとの連携の強化を図る。</p>
<p>地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避(防災安全課)</p> <p>○治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等(消防等含む。)の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する。</p>
<p>通学路における安全対策(教育総務課)</p> <p>○児童・生徒に対する安全確保と犯罪防止の観点から、通学路の防犯カメラを増設し、通学路の安全対策の徹底を図る。</p>

重点 3-2) 市等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
<p>ICT部門における業務継続体制の整備(情報管理課)</p> <p>○非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システム、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、平時においてはシステムのメンテナンス手順等の点検・更新を行う。</p> <p>災害時のシステム不稼働というリスクを減らすため、自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組を推進する。</p>
<p>安否参集確認システムの導入検討(職員課)</p> <p>○職員の状況を正確かつ迅速に把握するため、安否確認システムの導入を検討する。</p>
<p>災害対応の長期化に備えた職員へのケア体制(職員課)</p> <p>○災害時に確実に職員のケアが実施され、惨事ストレスなどにより心身に不調をきたす職員をできる限り発生させないように、健康管理のルールや支援体制について、産業医をはじめとして専門職に相談しながら検討を進める。</p>
<p>代替庁舎の確保(総務管財課)</p> <p>○代替施設の確保を推進するとともに、実践的訓練を実施し、災害対応力の強化向上を図る。</p>
<p>防災拠点となる庁舎等における非常電源の確保・充実(総務管財課)</p> <p>○電力供給の途絶に備えて、発災後72時間の市災害対策本部等の運営に必要な非常用電源等の確保や避難所となる施設等における非常用電源の設置を進める。</p>
<p>防災上重要な公共建築物の耐震対策の推進(総務管財課、地域振興課、社会教育課、中央公民館、教育総務課、建築課)</p> <p>○災害時に防災拠点となる施設を定期点検し、施設内の備品等の散乱抑止を対策し、被害の防止を図る。</p> <p>○災害時に防災拠点となる施設において、非構造部材の耐震化を計画的に実施する。</p>
<p>り災証明書発行訓練(課税課、納税課、防災安全課)</p> <p>○大規模災害発生時に、迅速かつ適切に生活再建支援業務を実施するため、被災者情報を一元的に管理するシステムを構築している。災害時に適切に発行できるよう、職員の訓練を実施する。</p>
<p>業務継続に必要な体制の整備(防災安全課)</p> <p>○地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に応急業務や復旧・復興業務に取り組みながら、通常行っている業務のうち、中断、遅滞等により市民生活や経済活動等社会への影響が大きい重要な業務を維持するため、「東大和市事業継続計画(地震編)」を策定しており、当該計画の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制を進める。</p>
<p>受援体制の構築【再掲⇒2-1)】(職員課)</p>

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進(防災安全課、総務管財課、情報管理課)

○電力等の長期供給停止を発生させないように、電力等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。また、電源の確保に向けて、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する。

○電力等の長期供給停止を発生させないように、庁舎内に自家発電装置の設置を検討する。また、広域的な停電時でも通信回線が利用できる通信業者と契約を推進する。

○電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のため、自庁に設置しているサーバ等のクラウド化などの対策を検討する。

情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等(情報管理課)

○災害情報システムや通信手段が、庁内全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化に資する対応策を推進する。

防災関係機関の情報通信手段の多様化等(総務管財課、防災安全課、教育総務課、建築課、社会教育課、中央公民館)

○公立施設をはじめ防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や停電時の非常用電源の確保などを進める。

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

災害時における市民への情報伝達手段の強化(秘書広報課、防災安全課)

○災害時に市民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達するため、多様な手段でかつ短時間に送信できる仕組みを構築する。

市民への情報伝達(秘書広報課、防災安全課、情報管理課)

○テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、災害情報共有システム(Lアラート)、緊急速報メール、市公式SNS(ツイッター・フェイスブック・ライン)の活用等、情報伝達の多様化を図る。

○防災関係機関相互の情報共有と市民への迅速な情報伝達を図るため、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する。

○安否情報や避難生活に役立つ情報が入手できるよう、Wi-Fi環境を避難所等に整備する。

情報発信手段の多様化(秘書広報課、防災安全課)
○市民が必要とする災害情報の充実に向け、市公式ホームページ、市公式 SNS(ツイッター・フェイスブック・ライン)、安全安心メール、災害情報共有システム(Lアラート)、デジタルサイネージなど情報発信手段の多様化を図る。また、情報発信手段の多様化に必要となる超高速ブロードバンドについて、整備を推進する。

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

災害時のホームページ運用の周知(秘書広報課、防災安全課)
○災害時に、市公式ホームページへのアクセス負荷軽減のため、市民に対し検索エンジンにページを複製するキャッシュサイトの活用を周知する。

情報発信手段の多様化【再掲⇒4-2)】(秘書広報課、防災安全課)

避難所における電源対策【再掲⇒2-7)】(防災安全課)

防災意識の向上(防災安全課)
○地域や事業所における防災意識の向上のため、防災訓練、出前講座及び市公式ホームページなどで実施している防災知識や自助意識等の普及啓発について、防災士など有識者を活用するなど内容の充実等を図る。
○防災教育に関する教職員研修の内容の更なる充実とともに、「学校防災マニュアル」に基づく避難訓練がより具体的・実践的なものとなるよう内容を検討し、防災教育の充実を図る。

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

企業の事業継続計画(BCP)の策定促進(産業振興課、防災安全課)
○国や東京都、商工会等の関係機関と連携し、事業者の事業継続計画(BCP)の策定が推進されるよう働きかける。
○国や東京都、商工会等の関係機関と連携し、中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画の普及啓発を行い、策定が推進されるよう働きかける。

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課)

道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)

道路機能の維持管理(災害時の機能維持)(土木課)

○災害時においても道路機能を適切に維持するため、橋梁及び市道第8号線のブロック積み擁壁の予防保全型管理の推進など維持管理の高度化を行う。

無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

エネルギー供給事業者等との連絡強化(下水道課、防災安全課)

○電気など、エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と市との連絡体制を強化する必要がある。

ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化(防災安全課)

○エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する。

石油燃料等供給の確保(防災安全課)

○大規模自然災害時における石油燃料等の安定確保のために、東京都や民間団体など関係機関による防災対策に対する協力体制を構築する。

5-3) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課)

交通手段の連携強化(防災安全課)

○鉄道、バスなどの連携強化に向け、各事業者を交えた訓練等を実施する。

道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)

無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)

重点 5-4) 食料等の安定供給の停滞
緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課)
道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)
中小企業等のBCPの策定促進(生活必需品の供給)(防災安全課) ○災害時の道路寸断や物流機能の低下により、企業の事業継続が困難となることで、局地的に生活必需品等の不足が発生する等のおそれがあるため、サプライチェーンの重要な担い手である中小企業・小規模事業者によるBCPの策定又は見直しを進める。
無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

重点 6-1) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LP ガスのサプライチェーン機能の停止
再生可能エネルギーの導入拡大【再掲⇒2-3)】(環境課、防災安全課、教育総務課、建築課、地域振興課、社会教育課、中央公民館)
石油燃料等供給の確保【再掲⇒5-2)】(防災安全課)
電力基盤等の整備(環境課) ○関係機関と連携し、平時における電力基盤の安定供給を確保に取り組むとともに、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入促進を図り、省エネ対策やピークカットの取組を推進する。

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止
応急給水体制の構築【再掲⇒2-1)】(防災安全課)
生活用水の確保【再掲⇒2-1)】(防災安全課)

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
下水道機能の確保(避難所等の下水道施設の耐震化)【再掲⇒2-6】(下水道課)
下水道機能の維持(下水処理施設のソフト対策の充実)(下水道課) ○災害等に伴う下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、下水道 BCP の策定などのソフト対策の充実を図り、ハード対策とソフト対策が一体となった耐震対策を推進する。
下水道機能の維持(下水処理施設の耐震化)(下水道課) ○マンホールポンプなど、震災時にも必ず確保すべき機能を担う施設を対象に、想定される最大級の地震動に対して耐震化を進める。
下水道機能の維持(下水処理施設の電源確保)(下水道課) ○大規模停電時や計画停電等により電力が消失した場合においても下水道機能を維持するため、外部電源接続設備の整備を進める。
下水道施設の耐震化等の推進(下水道課) ○大規模地震の発生時において、下水道が果たすべき機能の確保と被害の最小化を図るため、マンホールの浮上防止対策や污水管渠の耐震化等の総合地震対策事業を着実に進める。

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態
下水道施設の耐震化等の推進【再掲⇒6-3】(下水道課)
緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課)
交通ネットワークの確保の実施(土木課) ○緊急輸送道路となる道路の整備、道路の無電柱化など、幹線道路ネットワークの強化の確保を推進する。
交通ネットワークの機能保全と強化(土木課) ○緊急輸送道路をはじめとする道路の定期点検結果に基づき、交通ネットワークの機能保全と強化を推進する。 ○インフラ施設の機能保全と強化のため、道路、橋梁、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を策定する。

<p>道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)</p>
<p>道路機能の維持管理(災害時・平常時の機能維持)(土木課) ○災害時のみならず日常においても道路機能を適切に維持するため、橋梁、擁壁等の予防保全型管理を推進する。</p>
<p>無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)</p>
<p>路線バス等地域公共交通の確保(都市計画課) ○災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、バス事業者等との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を迅速に行うなど、災害状況に応じた地域公共交通を確保するため、平時から 関係機関等との連携構築等を図る。</p>

目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

<p>重点 7-1) 市街地での大規模火災の発生</p>
<p>狭あい道路の拡幅整備【再掲⇒1-2)、7-2)、8-1)】(土木課)</p>
<p>出火・延焼の抑制(火災時の対応力強化)(防災安全課) ○消防機関は、震災時における大規模火災への対応力強化のための体制、消防水利の整備を推進する。また、東京都外からの応援部隊も含め、救出救助機関が円滑に活動を展開するための活動拠点について、国、東京都、市等が連携して、受け入れ態勢を充実強化する。</p>
<p>住宅密集地の防災性の向上【再掲⇒1-2)】(都市計画課)</p>
<p>初期消火力の向上【再掲⇒1-2)】(防災安全課)</p>
<p>地域防災力の向上(消防団の強化、要配慮者安全対策の推進)(防災安全課) ○消防団の人員確保や消防団装備・訓練の充実強化に加え、防災訓練及び要配慮者の安全対策の推進等により、地域の災害対応力の向上を図る。</p>

<p>公園等の防災機能強化(環境課、防災安全課)</p> <p>○大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、公園等における、災害発生時の避難・救援活動の場所の確保を図る。</p>
<p>道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)</p>

<p>7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺</p>
<p>狭あい道路の拡幅整備【再掲⇒1-2)、7-1)、8-1)】(土木課)</p>
<p>緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、8-1)、8-4)】(都市計画課)</p>
<p>空家対策の推進(防災安全課、都市計画課)</p> <p>○大規模災害発生時において空家の倒壊や資材の飛散による周辺被害を防止するため、所有者等に対する空家の適正管理、利活用、除却など総合的な空家対策に取り組む。</p>
<p>災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化(防災安全課)</p> <p>○災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や、連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る。</p>
<p>無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)</p>
<p>道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)</p>

<p>7-3) 有害物質の大規模拡散・流出</p>
<p>有害物質の拡散・流出防止の推進(下水道課、環境課)</p> <p>○有害物質等の公共用水域への流出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る。</p>
<p>住宅・建築物のアスベスト対策の促進(環境課、防災安全課)</p> <p>○吹付アスベスト等が施工されている恐れがある建築物について、アスベスト含有調査等についての支援等、アスベスト対策を促進する。</p>

放射線モニタリングの実施(環境課)

○近隣県で新たな事故が発生した場合に備え、測定機器の維持管理等モニタリング実施体制の整備を図る。

○東日本大震災の影響を受けて、市民の安全・安心を確保するため、公共施設における空間放射線量などを継続的に測定する。

7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

鳥獣被害防止対策の推進(環境課)

○鳥獣による農林業被害による耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整などソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。

適切な森林管理(環境課、総務管財課)

○管理する森林が、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがあるため、適切な森林管理を推進する。

7-5) 風評被害等による経済等への甚大な影響

風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信(秘書広報課、防災安全課)

○災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ。

各種情報の的確な発信(安全性を含む地域の魅力発信)(秘書広報課)

○外国人に対し、地域の安全性を含めた多様な魅力を積極的にPRする。

各種情報の的確な発信(宿泊施設等の利用環境の整備)(秘書広報課)

○宿泊施設等において、建物の安全・安心情報の発信を強化することにより、市民や外国人が安心して建物を利用できる環境を整備する。

各種情報の的確な発信(公共施設の情報提供体制の強化)(秘書広報課、総務管財課、情報管理課、地域振興課、社会教育課、中央公民館)

○市民が正確な情報を入手できるよう、高齢者や障害者、外国人等に配慮した情報発信を検討する。

○公共空間、公立施設等にWi-Fiアンテナやデジタルサイネージを整備するとともに、災害時に多言語による災害情報を提供できるように体制を充実強化する。

目標 8 社会・経済活動が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物処理に関する職員への教育訓練の実施(ごみ対策課)

○災害廃棄物に関する講座・研修会への参加、協定締結団体と連携しての情報伝達・連絡手段の訓練等の実施、他市町村での災害発生時に災害廃棄物処理の支援や被災地への職員派遣を行って実務経験を積むことなどに努める。

災害廃棄物処理等に係る関係団体との連携体制の構築【再掲⇒2-6)、2-7)】(ごみ対策課)

道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-4)】(都市計画課、土木課)

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-4)】(都市計画課)

狭あい道路の拡幅整備【再掲⇒1-2)、7-1)、7-2)】(土木課)

無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-4)】(都市計画課、土木課)

8-2) 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

災害・復興ボランティアの受入体制の確立(地域振興課)

○災害時における災害ボランティアセンターの設置と運営の協力に関して社会福祉協議会と連携を確認するとともに、ボランティアに求められる活動の検証と必要な物資調達の体制を整える。

災害時の応援体制の整備(応急復旧支援)(防災安全課、土木課、下水道課)

○災害発生時のインフラ施設等の応急対策業務に関して、総合防災訓練等を通じて建設関係団体等との連携強化を図り、災害時応援協定の実効性を高める。

<p>災害対応に不可欠な建設業との連携(土木課)</p> <p>○災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。</p>
<p>迅速な都市復興への取組(都市計画課)</p> <p>○東京都のマニュアルに基づき被災後の都市復興のあり方の手順の確認などを行う。</p>

<p>8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>地域コミュニティ機能の維持・活性化(地域振興課)</p> <p>○災害時に共助の関係が発揮できるよう、平時から地域コミュニティの活性化を支援する。</p>
<p>通学路における安全対策【再掲⇒3-1】(教育総務課)</p>

<p>8-4) 交通の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)】(都市計画課、土木課)</p>
<p>緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)】(都市計画課)</p>
<p>無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)】(都市計画課、土木課)</p>

<p>8-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>地籍調査の実施(土木課)</p> <p>○災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の権利関係を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが必要不可欠であることから、地籍調査事務の実施を検討する。</p>
<p>り災証明書の迅速な発行(課税課、納税課)</p> <p>○り災証明書発行業務を迅速かつ的確に行うため、業務を継続できる体制整備に努める。</p>

<p>応急仮設住宅建設候補地リストの更新(建築課)</p> <p>○応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地として市内2箇所を選定しているが、がけ崩れや浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う。</p>
<p>企業の業務継続体制の強化(産業振興課)</p> <p>○災害等の突発的事由により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金繰り支援を行う。</p>
<p>災害時における応急仮設住宅の供給(建築課)</p> <p>○災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、東京都や関係機関等との連携を図る。</p>
<p>住宅対策(応急仮設住宅の整備)(建築課)</p> <p>○大規模災害時において、応急仮設住宅の整備が可能な公用地等を把握した上で建設候補地を選定し、被災者が長期の避難所生活に陥らないよう、早期着工・入居が可能となるよう関係機関で協議・調整する。また、建設候補地の選定を行う上では、過去の災害時に被災者の避難過程におけるコミュニティの連続した分断が叫ばれていたことから、入居のあり方についても、被災前のコミュニティを一定程度維持できるよう考慮していく。</p>
<p>風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信【再掲⇒7-5】(秘書広報課)</p>
<p>各種情報の的確な発信(安全性を含む地域の魅力発信)【再掲⇒7-5】(秘書広報課)</p>
<p>各種情報の的確な発信(宿泊施設等の利用環境の整備)【再掲⇒7-5】(秘書広報課)</p>
<p>各種情報の的確な発信(公共施設の情報提供体制の強化)【再掲⇒7-5】(秘書広報課、総務管財課、情報管理課、地域振興課、社会教育課、中央公民館)</p>

別表1 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価結果

目標1 直接死を最大限防ぐ

<p>重点 1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生</p>
<p>火災の発生予防(防災安全課)</p> <p>○災害時における火災発生を防ぐため、火災予防に関する広報や意識啓発に取り組む必要がある。</p>
<p>災害時に防災拠点となる施設の安全性の確保(教育総務課、建築課、総務管財課、地域振興課、社会教育課、中央公民館)</p> <p>○避難所、本部施設その他の防災拠点施設の耐震化率(構造部材に限る)は、100%を達成している。しかしながら、想定を越える自然災害による被害を軽減し、市民の安全な防災拠点とするための老朽化対策や設備の計画的な更新を図る必要がある。</p>
<p>ハード面及びソフト面からの様々な対策の実施(防災安全課、環境課)</p> <p>○救出救助活動等の不足が懸念されるため、活動拠点及び避難場所となる都市公園等のオープンスペースの確保や、実災害を想定した各種訓練の反復実施・検証による対処計画等の充実化など、ハード面及びソフト面からの様々な対策が必要である。</p>
<p>保育施設等の耐震性能確保(保育課)</p> <p>○地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、安全を確保できるよう、保育施設等を建設する際は、必要な耐震性能を備えておく必要がある。</p> <p>○狭山保育園・やまとあけぼの学園は、施設運営終期まで定期的に点検等を実施し、必要な耐震性能確保のための改修等を行う。</p>
<p>学校の室内安全対策(教育総務課)</p> <p>○市内の小中学校の耐震化率(構造部材に限る)は100%を達成しており、学校の室内安全対策(日常安全点検、定期安全点検など)についても確実に実施されている。しかしながら、想定を超える自然災害による被害を軽減し、児童生徒の学習・生活の場である学校施設をより安全安心なものにするため、学校の老朽化対策や学校設備の計画的な更新を図る必要がある。</p>
<p>建築物等からの二次災害防止対策(建築課)</p> <p>○余震等による建築物の倒壊や、被災した宅地の二次災害を防止する必要がある。</p> <p>○円滑に建築物や宅地の危険度の判定活動を実施するため、業務マニュアルに従って、判定コーディネーターの育成を図る必要がある。</p>

公園等の防災機能強化(環境課、防災安全課)

○避難場所や救助救出のための活動拠点等となる公園等に、非常用発電設備等の防災関連施設を整備することで、避難者の安全確保や救出救助部隊の活動支援のための防災機能を強化していく必要がある。

住宅・建築物の耐震化の促進(都市計画課)

○地震による建築物の倒壊を未然に防止し災害に強い都市づくりを実現するため、東大和市耐震改修促進計画に基づき耐震化の促進を図る必要がある。

地域防災力の向上(家庭内での対策推進、消防団・自主防災組織の強化)(防災安全課)

○地域一丸となった災害対応体制を構築するには、自助、共助を促す取組が重要である。まず、被災者が安全に避難する対策として、家具類の転倒・落下・移動防止対策により室内における避難路の確保や出火防止などの対策を推進する必要がある。さらに、地域防災の要である消防団の人員確保や消防団装備・訓練の充実強化が必要であり、加えて自主防災組織等の充実強化に目を向け、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。

住宅密集地の防災性の向上(都市計画課)

○火災のリスクの高い住宅密集地について、建築物の不燃化の促進及びオープンスペースの確保により、防災性の向上を図る必要がある。

無電柱化の推進(都市計画課、土木課)

○地震や強風による電柱倒壊による遮断を防ぐため、電線共同溝等の整備を進め、無電柱化を推進する必要がある。

要配慮者対策の推進(福祉推進課、防災安全課)

○高齢者、障害者などの要配慮者について、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の作成・共有化や、個別計画(避難支援計画)の作成、市民参加による防災訓練など、平時からの対策の推進が求められる。

児童館等の老朽化等対策(青少年課)

○老朽化した児童館や学童保育所について、子どもたちにとって安全な環境を確保するため、定期的に設備等の点検を実施し、改築や大規模改修による環境改善を図る必要がある。

地域防災力の向上(地域全体での協力体制の推進)(高齢介護課)

○地域一丸となった災害対応体制を構築するには、自助、共助を促す取組が重要である。介護者等が介護を抱え込むことがないよう、高齢者及び介護者への相談支援体制の充実や介護サービスの充実を図るため、介護者の総合相談窓口として高齢者ほっと支援センター(地域包括支援センター)及び高齢者見守りぼっくすの相談機能の強化及び介護施設の整備等を行うことにより、地域全体で高齢者のいる世帯を支える体制を構築し、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。

重点 1-2) 不特定多数の者が集まる施設の倒壊・火災
<p>公園等の防災対策推進(環境課)</p> <p>○公園等のすべての施設、設備、植栽等について、老朽化及び維持管理不足等に伴い、災害発生時における直接事故及び二次災害の発生リスクを軽減する必要がある。</p>
<p>公共建築物の耐震性能の維持(総務管財課、地域振興課、教育総務課、建築課、社会教育課、中央公民館)</p> <p>○本庁舎及びその他の防災上重要な公共施設は、耐震改修工事(構造部材に限る)を実施しており、耐震化を完了している。大規模災害が発生した場合も必要な業務が継続できるように、非構造部材の耐震化や建物内の備品類の散乱による被害を最小限にとどめる対策を行う必要がある。</p>
<p>初期消火力の向上(防災安全課)</p> <p>○市民・地域・事業所等への防火防災に関する訓練指導を実施し、防災力の向上を図るとともに、事業所や自治会町内会がより積極的に訓練を実施するよう、地域への働きかけを進める必要がある。</p>
<p>防災教育の充実(教育指導課)</p> <p>○児童・生徒の防災意識向上のため、防災訓練を実施するなどして、学校教育の場における防災教育を推進していく必要がある。</p>
<p>学校の室内安全対策【再掲⇒1-1】(教育総務課)</p>
<p>狭あい道路の拡幅整備(土木課)</p> <p>○市内には4mに満たない狭あいな道路が多数あり、安全な住宅地の形成、災害時における避難、救助に支障をきたすおそれがある。</p>
<p>多数の者が利用する建築物の耐震化(都市計画課)</p> <p>○大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、当該建築物の耐震化を促進する必要がある。</p>

1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
<p>水害リスク情報の提供と避難対策の推進(秘書広報課、防災安全課)</p> <p>○逃げ遅れ等の発生を防ぐよう、災害情報を迅速かつ正確に提供できるよう様々な情報伝達ツールの整備を進めるとともに、時代に即した情報収集・情報発信体制を随時取り入れ、市民への降雨量や河川水位情報に関する災害情報の提供方法を充実させていく必要がある。</p>
<p>タイムラインの運用(防災安全課)</p> <p>○災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン(事前防災行動計画)の運用により、被害の最小化を図る必要がある。</p>

<p>局地的な集中豪雨等への対策強化(下水道課、土木課、都市計画課)</p> <p>○近年の浸水被害の発生等を踏まえ、河川整備、下水道整備及び流域対策の取組など国や都と連携しながら集中豪雨対策に取り組む必要がある。</p>
<p>洪水ハザードマップの作成(防災安全課)</p> <p>○近年頻発する想定を超える降雨や局地的豪雨を踏まえ、洪水時における市民の迅速かつ円滑な避難に役立つよう、浸水想定区域や避難に関する情報を記載した洪水ハザードマップを作成し、普及促進する必要がある。</p>
<p>治水対策の推進(土木課)</p> <p>○近年、気候の変動による局地的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)が急増している。このため、流水機能を確保する対策が必要である。</p>
<p>要配慮者対策の推進【再掲⇒1-1】(福祉推進課、防災安全課)</p>

<p>重点 1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生</p>
<p>富士山大規模噴火時の火山災害対策の推進(環境課、防災安全課)</p> <p>○大規模な噴火が発生した場合、市民等の生命だけでなく日常生活への影響も計り知れないことから、大規模噴火時における火山災害対策について、平常時から応急対策時、復旧時における対策を講じる必要がある。</p> <p>○火山灰が山地に堆積すると、少ない雨で土石流や洪水が多発するおそれがあるため、東京都等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。</p>
<p>富士山噴火による降灰対策の検討(被害軽減対策)(防災安全課)</p> <p>○富士山噴火に伴う火山灰による被害を軽減する対策を検討する必要がある。</p>
<p>地すべりや土石流等、土砂災害対策(環境課、防災安全課、土木課)</p> <p>○市が所有する土地のがけ地について、整備を進めていくことが必要である。</p>
<p>土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定(防災安全課)</p> <p>○土砂災害の発生が予想される際避難指示等の具体的な発令基準について、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜改正を行いながら、市民の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。</p>
<p>土砂災害対策の充実・強化(警戒避難体制の構築)(防災安全課)</p> <p>○土砂災害に対して、危険な箇所を市民に周知するとともに、東京都による土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表や土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、警戒避難体制を構築していく必要がある。</p> <p>○土砂災害ハザードマップの定期的な改定及び土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を強化する必要がある。</p>

<p>土砂災害対策の充実・強化(砂防施設の整備)(環境課、防災安全課、土木課)</p> <p>○土石流やがけ崩れの危険性が高い箇所や過去に災害が発生した箇所において、砂防えん堤や法枠工などの砂防施設の整備を推進する必要がある。</p>
<p>大規模盛土造成地の滑動崩落対策(都市計画課)</p> <p>○東京都が抽出調査(第一次スクリーニング)を実施したところ、本市においては3箇所確認された。</p>

<p>1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p>
<p>行政による情報処理・発信体制の整備(防災安全課)</p> <p>○災害時に適切に情報を収集・処理し、避難指示等の必要な情報を市民に対して発信することができるよう、防災行政無線の維持管理や、市公式ホームページ、SNS等も活用した多様な情報発信体制を構築する必要がある。</p>
<p>業務継続体制の確保(防災安全課)</p> <p>○BCPの周知徹底と適切な運用をはかるとともに、職員に対する計画の習熟やそのための訓練等を通じて必要に応じて見直しを行うなど、発災時でも適切に災害対応できる体制を構築する必要がある。</p> <p>○応急復旧を迅速に行うために必要な資機材の確保や関係機関との連携体制の構築を行うことが必要である。</p>

<p>1-6) 暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生</p>
<p>除雪体制の確保(土木課)</p> <p>○除雪を確実に行うための除雪機械の確保や建設業団体への民間委託を含めた除雪体制の強化が必要である。</p>
<p>暴風雪時における道路管理体制の強化(土木課)</p> <p>○道路交通状況や降雪状況を踏まえた効果的な除雪体制の整備が必要である。</p>
<p>路面の凍結防止対策(土木課)</p> <p>○坂道等での路面凍結による事故を防ぐため、危険個所に凍結防止剤を散布する必要がある。</p>

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、避難生活環境及び被災者等の健康を確実に確保する

重点 2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
受援体制の構築(職員課) ○受援体制の整備に向けて受援計画の策定、発災時に全庁の受援に関する事項を統括する受援班・受援担当の設置と運用マニュアルの整備や実践に向けた訓練の必要がある。
生活用水の確保(防災安全課) ○大規模災害等の発生により上水道が寸断された場合においても、市民の生活に最低限必要な生活用水を確保する必要がある。
備蓄品の充実・確保(家庭・事業所における生活必需品等の備蓄)(防災安全課) ○家庭における備蓄については、市民に対して最低限3日(推奨1週間)の食料と飲料水、生活必需品の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。 ○市における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。
物資供給体制の強化(防災安全課) ○災害時における迅速かつ円滑な物資調達を図るため、災害時の食料等の調達に係る協定事業者との訓練の実施等により、協定事業者との連携を更に強化していく必要がある。
応急給水体制の構築(防災安全課) ○断水した場合でもい飲料水を得られる給水拠点(浄水所)や避難所内の応急給水栓等からの供給体制を整備していく必要がある。
緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進(都市計画課) ○災害時の緊急輸送道路沿道建築物等の倒壊は、避難や救急・消火活動に大きな支障を来し、甚大な被害につながるおそれがある。また、災害後の緊急支援物資等の輸送や復旧・復興活動をも困難にさせることが懸念される。そのため、緊急輸送道路建築物等について、耐震化を推進する必要がある。
道路等の災害対応力の強化等(都市計画課、土木課) ○災害時における緊急支援物資輸送の維持又は早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備、橋梁の長寿命化の実施、道路斜面の安全対策など、道路等の災害対応力を強化する必要がある。
備蓄品の充実・確保(避難所における生活必需品等の備蓄)(防災安全課) ○避難所における需要に応じた備蓄の確保に向け、東京都と連携して取り組むとともに、備蓄倉庫の再編整備、民間倉庫の活用や備蓄倉庫の新設等による新たな備蓄倉庫の確保を検討する必要がある。

<p>物資輸送ルートの確保(土木課)</p> <p>○大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路や橋梁等の長寿命化を推進する必要がある。</p>
<p>民間事業所等との連携強化(防災安全課)</p> <p>○災害発生時に、物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する必要がある。</p> <p>○災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結する団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図る必要がある。</p>
<p>無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)</p>

<p>重点 2-2) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p>
<p>緊急通行車両等の交通の確保(防災安全課、土木課)</p> <p>○大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や往生車両によって救助活動、緊急物資輸送、災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、緊急車両等通行ルートを早期に確保できるよう、規制情報や震災発生時の対処方法について事前に周知する必要がある。</p>
<p>公園等の防災機能強化(環境課)【再掲⇒1-1)】</p>
<p>応急活動拠点の整備(ハード対策、ソフト対策の充実強化)(防災安全課)</p> <p>○救出救助活動等の不足が懸念されるため、引き続き、活動の拠点や避難場所となる都市公園等のオープンスペースの確保や、実災害を想定した各種訓練の反復実施・検証による対処計画等の充実化など、ハード面、ソフト面からの様々な対策が必要である。</p>
<p>応急活動拠点の整備(視認可能な建物名称(ヘリサイン)の表示)(教育総務課、建築課)</p> <p>○本市が被災した場合は、全国から自衛隊・警察・消防などの航空隊が派遣され、災害活動に当たる。このため、建物の屋上等に上空から視認可能な建物名称(ヘリサイン)を表示することで、他都道府県の応援航空部隊等が飛行位置の把握や、活動対象施設の特定を容易に行うことを可能にし、航空部隊の災害活動体制及び震災時における受援体制を強化する必要がある。</p>
<p>緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課)</p>

<p>地域防災力の向上(消防団・自主防災組織の強化)(防災安全課)</p> <p>○自助、共助を促す取組として、消防団の人員確保や消防団装備・訓練の充実強化が必要であり、加えて、自主防災組織等の充実強化に目を向け、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。</p>
<p>道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)</p>
<p>無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)</p>

<p>2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</p>
<p>災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発(防災安全課)</p> <p>○災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う必要がある。</p>
<p>再生可能エネルギーの導入拡大(環境課、防災安全課、教育総務課、建築課、地域振興課、社会教育課、中央公民館)</p> <p>○東日本大震災を契機に節電や省エネルギーに対する市民の意識が高まっていることから、避難所となる公共施設等への再生可能エネルギーの導入の推進を国や東京都などの関係機関と連携を図りながら推進することが必要である。</p>
<p>道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)</p>
<p>無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)</p>

2-4) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

帰宅困難者への情報提供(秘書広報課、防災安全課)

○市公式 SNS(ツイッター・フェイスブック・ライン)を活用し、徒歩帰宅困難者に対する情報を提供する必要がある。

○帰宅困難者等の安否の確認のための災害用伝言板サービス等の周知を広報等を通じ推進する必要がある。

帰宅困難者対策の推進(防災安全課)

○大規模地震が発生し、多くの人が帰宅を開始した場合、建物倒壊や火災などで、帰宅困難者自身が危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施していかなければならない救助・救護・消火活動・緊急輸送等を妨げることになる。そのため、一斉帰宅の抑制の徹底、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。

帰宅困難者の受入体制の確保(防災安全課)

○帰宅困難者一時滞在施設については、市内主要駅の周辺施設を中心に指定を行い必要数の確保に向けた取組を進めているが、継続的に取組を進めていく必要がある。

災害時帰宅支援ステーション等の充実等(防災安全課)

○安全確保後の帰宅支援として、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築するため、災害時帰宅支援ステーションの拡充を図る必要がある。

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

医療機関の防災訓練の実施促進(健康課)

○医療機関は災害時にも継続的に業務を行えるよう、防災訓練の実施などを行っていく必要がある。

救急医療体制の充実(健康課、防災安全課)

○災害時に医療機能を維持するため、平時から医療施設、医療資機材や備蓄医薬品、医療救護体制の整備・強化を図る必要がある。

自宅療養者、濃厚接触者の避難対策の検討(健康課)

○感染症蔓延時における自宅療養者や濃厚接触者の被災・避難に備え、避難対策の検討が必要である。

医療従事者等の育成等(健康課)

○大規模災害に対応するため、訓練や研修等を通じて、日本赤十字社や医師会、歯科医師会、薬剤師会など、様々な主体による医療救護活動が実施できる体制を整えておく必要がある。さらに災害医療コーディネーターの指示のもと、地域災害医療コーディネーターを統括する体制を構築していく必要がある。

<p>緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保(防災安全課)</p> <p>○災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように石油関係団体と協定を締結しており、引き続き、具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。</p>
<p>緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課)</p>
<p>多様な通信・情報手段の確保(防災安全課)</p> <p>○災害時には通信網が機能しなくなり、負傷者や医療従事者が医療機関に円滑にたどり着けないなどのおそれがあるため、医療関係機関に多様な通信・情報提供手段を確保して医療救護活動に関する情報連絡網を維持する必要がある。</p>
<p>道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)</p>
<p>無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)</p>

<p>2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p>
<p>感染症まん延時を想定した避難所開設・運営方法の確立(防災安全課、健康課)</p> <p>○感染症まん延時を想定した避難所の開設・運営方法の確立、習熟が必要である。</p>
<p>災害対応時の感染防止(健康課、防災安全課)</p> <p>○感染症蔓延時における災害対応を想定し、災害対策本部など人が密集することが想定される防災拠点において三つの密(①密閉空間、②密集場所、③密接場面)を避けるための空間の確保や運用方法の検討を行う必要がある。</p>
<p>在宅・縁故避難の誘導強化(防災安全課)</p> <p>○避難所の過密化によって収容できない人の発生や物資の不足等が起きないように、避難所以外への避難も推進する必要がある。</p>
<p>避難者の健康管理体制の強化(健康課、防災安全課)</p> <p>○車中泊等によりエコノミークラス症候群の発症が懸念されるため、防止体制の強化を図る必要がある。また、被害後の精神疾患に伴う自殺や急性心筋梗塞などの関連死が懸念されることから、十分なケアができる体制を構築する必要がある。</p>

<p>下水道機能の確保(下水処理施設のハード・ソフト対策の充実)(下水道課)</p> <p>○下水道施設の耐震化と合わせて下水道 BCP の策定など、ハード・ソフト両面からの対策を推進する必要がある。</p>
<p>下水道機能の確保(避難所等の下水道施設の耐震化)(下水道課)</p> <p>○避難所などのほかにターミナル駅災害復旧拠点となる施設の排水を受け入れる下水道管の耐震化を進めていく必要がある。</p>
<p>広域火葬体制の構築(市民課)</p> <p>○大規模災害により、被災市区町村が平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該市区町村の遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがある。</p>
<p>自宅療養者、濃厚接触者の避難対策の検討【再掲⇒2-5】(健康課)</p>
<p>動物に対する予防接種等の実施(環境課、防災安全課)</p> <p>○狂犬病予防接種ワクチンの接種率は 79.4%(R2 年度末)であり、混乱期の風評被害によるパニックを防ぐ観点と、実際の放浪動物の咬こう傷事故による感染症予防の観点から、平時から更に予防接種を進めていく必要がある。また、避難所における動物の適正な飼養についての普及啓発活動を実施する必要がある。</p>
<p>避難所における衛生管理(防災安全課、健康課)</p> <p>○避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行っていく必要がある。</p>
<p>災害廃棄物処理等に係る関係団体との連携体制の構築(ごみ対策課)</p> <p>○大量に発生する災害廃棄物を処理するため、他市町村や東京都をはじめとした関係団体との協議や協定締結を進めることで、支援や協力のための連携体制を構築する必要がある。</p>

<p>重点 2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p>
<p>女性の参画と多様性の視点を取り入れた避難所運営の推進(防災安全課)</p> <p>○避難生活における女性の視点の必要性についての普及啓発、外国人、ペット同行避難者の受入れ及び支援をしていく必要がある。</p>
<p>避難所における電源対策(防災安全課)</p> <p>○災害時、外国人観光客を含む来訪者の情報収集の手段としてスマートフォンの活用が目立つことから、長期間の停電が発生するような場合には、スマートフォンの充電対策を検討する必要がある。</p>

<p>避難所や家庭における保健衛生活動の準備、避難所における衛生管理(防災安全課)</p> <p>○避難所や各家庭において、手洗いの徹底や生活用品・調理器具を衛生的に取り扱う等健康管理を行い、健康状態の悪化・死者の発生を防ぐ必要がある。</p>
<p>福祉避難所の指定促進(防災安全課、福祉推進課)</p> <p>○避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる方のために、二次的な福祉避難所の確保が必要である。</p>
<p>要配慮者の移動手段の確保(防災安全課、福祉推進課)</p> <p>○市では、福祉車両を保有する事業者と協定を締結し、避難所から二次避難所(福祉避難所)等への移動手段の確保に努めている。要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう、引き続き、福祉車両を保有する事業者との連携を図ることが必要である。</p>
<p>災害時保健活動及び DHEAT 受援体制の整備(健康課)</p> <p>○被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、東京都と連携し、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援体制を構築する必要がある。</p>
<p>災害廃棄物処理等に係る関係団体との連携体制の構築【再掲⇒2-6)、8-1)】(ごみ対策課)</p>
<p>避難者の健康管理体制の強化【再掲⇒2-6)】(健康課、防災安全課)</p>
<p>避難所となる施設の感染症予防対策(防災安全課、健康課)</p> <p>○避難所を含む被災地では衛生状態が悪化し、感染症がまん延しやすい状況になるおそれがある。</p>
<p>避難所における健康管理(防災安全課、教育総務課、建築課)</p> <p>○避難所となる小中学校において、体育館等の室内環境(温湿度等)を適正に保ち、劣悪な環境下で健康を害することがないようにする必要がある。</p>
<p>避難所における衛生管理【再掲⇒2-6)】(防災安全課、健康課)</p>
<p>備蓄品の充実・確保(避難所における生活必需品等の備蓄)【再掲⇒2-1)】(防災安全課)</p>

目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
治安の維持・安全の確保(防災安全課) ○震災時には、避難所内や被災した住宅街において窃盗や性犯罪、悪徳商法の他、市民同士のうわさやセンセーショナルな報道等による混乱や不安の増大による治安の悪化が懸念されるが、災害対応により警察官等の人員確保が困難になることから、自主防犯ボランティア団体によるパトロールなど地域と連携した体制の構築が必要である
警察機能の維持(警察災害派遣隊の受入れ体制の整備)(防災安全課) ○警察災害派遣隊の受入れに向けて、活動拠点の確保や的確な運営に向けた検討を進める必要がある。
公共の安全等の秩序維持体制の整備(防災安全課) ○警察、防犯ボランティアとの連携の強化を図る必要がある。
地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避(防災安全課) ○治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等(警察/消防等含む。)の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する必要がある。
通学路における安全対策(教育総務課) ○通学路における児童・生徒の安全確保及び犯罪防止を図る必要がある。

重点 3-2) 市等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
ICT部門における業務継続体制の整備(情報管理課) ○職員が非常時対応に慣れていないことから、システム等の復旧に想定以上に時間を要し、業務の再開が遅れることが懸念される。 サーバラックの倒壊や地震の振動によりシステムやデータが破損するおそれがある。
安否参集確認システムの導入検討(職員課) ○職員の状況を正確かつ迅速に把握する必要があるため、安否参集確認システムの利用を検討する必要がある。
災害対応の長期化に備えた職員へのケア体制(職員課) ○大規模災害が発生した場合、自治体職員は災害対応業務に従事することになり、平時とは異なる業務内容、職場環境、長時間勤務等により、大きなストレスを受け、健康に支障をきたすことも予想される。
代替庁舎の確保(総務管財課) ○大規模災害により、庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、代替施設の確保に努めるとともに、災害対策本部機能の移転訓練を行う必要がある。

<p>防災拠点となる庁舎等における非常電源の確保・充実(総務管財課)</p> <p>○防災拠点となる一部庁舎等では、停電時に非常用発電装置に切り替え、必要な電源を確保することとしている。非常用発電設備が設置されていない施設や非常用電源の容量が不足する施設では、停電時の非常用電源や燃料の確保を一層進めていく必要がある。</p>
<p>防災上重要な公共建築物の耐震対策の推進(総務管財課、地域振興課、社会教育課、中央公民館、教育総務課、建築課)</p> <p>○本庁舎及びその他の防災上重要な公共施設は、耐震改修工事(構造部材に限る)を実施しており、耐震化を完了している。大規模災害が発生した場合も必要な業務が継続できるように、非構造部材の耐震化や建物内の備品類の散乱による被害を最小限にとどめる対策を行う必要がある。</p>
<p>り災証明書発行訓練(課税課、納税課、防災安全課)</p> <p>○大規模災害発生時に、迅速かつ適切に生活再建支援業務を実施するため、被災者情報を一元的に管理するシステムを構築している。災害時に適切に発行できるよう、職員の訓練を実施する必要がある。</p>
<p>業務継続に必要な体制の整備(防災安全課)</p> <p>○地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に応急業務や復旧・復興業務に取り組みながら、通常行っている業務のうち、中断、遅滞等により市民生活や経済活動等社会への影響が大きい重要な業務を維持するため、「東大和市事業継続計画(地震編)」を策定しており、当該計画の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制を進めていく必要がある。</p>
<p>受援体制の構築【再掲⇒2-1】(職員課)</p>

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

<p>4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止</p> <p>情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進(防災安全課、総務管財課、情報管理課)</p> <p>○電力等の長期供給停止を発生させないように、電力等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。</p> <p>○電力等の長期供給停止を発生させないように、庁舎内に発電装置の設置を検討する必要がある。また、広域的な停電時でも通信回線が利用できる通信業者と契約を推進する必要がある。</p>

<p>情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等(情報管理課)</p> <p>○災害情報システムや通信手段が、庁内全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化に資する対応策を推進する必要がある。</p>
<p>防災関係機関の情報通信手段の多様化等(総務管財課、防災安全課、教育総務課、建築課、中央公民館)</p> <p>○公立施設をはじめ防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や停電時の非常用電源の確保などが必要になる。</p>

<p>4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p>
<p>災害時における市民への情報伝達手段の強化(秘書広報課、防災安全課)</p> <p>○災害時に市民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メールやメールマガジン、市公式 SNS(ツイッター・フェイスブック・ライン)など、様々な手段で情報を伝達しているが、伝達手段毎に送信作業を行うことから時間を要しており、多様な手段でかつ短時間に送信できる仕組みを構築する必要がある。</p>
<p>市民への情報伝達(秘書広報課、防災安全課、情報管理課)</p> <p>○防災行政無線、広報車、メール配信サービス、市公式ホームページ、コミュニティFM、市公式 SNS(ツイッター・フェイスブック・ライン)など、様々な手段を活用して情報伝達を行なう必要がある。</p> <p>○市民が自らの確かな避難が行えるよう、土砂災害警戒区域等の周知やハザードマップの利活用を促進する必要がある。</p>
<p>情報発信手段の多様化(秘書広報課、防災安全課)</p> <p>○市民が必要とする災害情報の充実に向け、市公式ホームページ、市公式 SNS(ツイッター・フェイスブック・ライン)、安全安心メール、災害情報共有システム(Lアラート)、デジタルサイネージなど情報発信の多様化を図る必要がある。</p>

<p>4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</p>
<p>災害時のホームページ運用の周知(秘書広報課、防災安全課)</p> <p>○災害時には市公式ホームページへのアクセスが集中し、サイトの閲覧ができず情報が得られないおそれがあることから、アクセスの集中を考慮したキャッシュサイトの利用の周知を図る必要がある。</p>
<p>情報発信手段の多様化【再掲⇒4-2】(秘書広報課、防災安全課)</p>
<p>避難所における電源対策【再掲⇒2-7】(防災安全課)</p>

防災意識の向上(防災安全課)

○地域や事業所における防災意識の向上のため、防災訓練、出前講座及び市公式ホームページなどで防災知識や自助意識等の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、啓発内容の充実等を図る必要がある。

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

企業の事業継続計画(BCP)の策定促進(産業振興課、防災安全課)

○災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、予め事業継続計画(BCP)を策定しておくことが極めて有効であることから、市内企業におけるBCPの策定を促進する必要がある。

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課)

道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)

道路機能の維持管理(災害時の機能維持)(土木課)

○災害時においても道路機能を適切に維持するため、橋梁及び市道第8号線のブロック積み擁壁の予防保全型管理の推進など維持管理の高度化を行う必要がある。

無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

エネルギー供給事業者等との連絡強化(下水道課、防災安全課)

○電気など、エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と市との連絡体制を強化する必要がある。

ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化(防災安全課)

○エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。

石油燃料等供給の確保(防災安全課)
○災害時の石油燃料等の安定確保のために防災対策について関係機関との協力体制の構築が必要である。

5-3) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課)

交通手段の連携強化(防災安全課)
○公共交通機関の運行状況等の情報収集等を行い、市民等への適切な情報提供を行いながら、鉄道、バスなども含めた相互の連携強化に向けた取組を進める必要がある。

道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)

無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)

重点 5-4) 食料等の安定供給の停滞
緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課)

道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)

中小企業等のBCPの策定促進(生活必需品の供給)(防災安全課)
○災害時の道路寸断や物流機能の低下により、企業の事業継続が困難となることで、局地的に生活必需品等の不足が発生する等のおそれがある。そのため、サプライチェーンの重要な担い手である中小企業・小規模事業者によるBCPの策定又は見直しを進めていく必要がある。

無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

重点 6-1) 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LP ガスのサプライチェーン機能の停止

再生可能エネルギーの導入拡大【再掲⇒2-3】(環境課、防災安全課、教育総務課、建築課、地域振興課、社会教育課、中央公民館)

石油燃料等供給の確保【再掲⇒5-2】(防災安全課)

電力基盤等の整備(環境課)

○電力基盤の安定供給について関係機関と連決して取り組むとともに、電力事業者の供給負荷低減のために省エネ対策やピークカットの取組を進めることが必要である。

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

応急給水体制の構築【再掲⇒2-1】(防災安全課)

生活用水の確保【再掲⇒2-1】(防災安全課)

6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

下水道機能の維持(避難所等の下水道施設の耐震化)【再掲⇒2-6】(下水道課)

下水道機能の維持(下水処理施設のソフト対策の充実)(下水道課)

○災害等に伴う下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、下水道 BCP の策定などのソフト対策の充実を図り、ハード対策とソフト対策が一体となった耐震対策を推進する必要がある。

下水道機能の維持(下水処理施設の耐震化)(下水道課)

○マンホールポンプなど、震災時にも必ず確保すべき機能を担う施設を対象に、想定される最大級の地震動に対する耐震化を進めていく必要がある。

下水道機能の維持(下水処理施設の電源確保)(下水道課)

○大規模停電時や計画停電等により電力が消失した場合においても下水道機能を維持するためには、施設に外部電源接続設備の整備を進めていく必要がある。

<p>下水道施設の耐震化等の推進(下水道課)</p> <p>○緊急輸送道路下に埋設したマンホールの浮上防止対策や污水管渠の耐震化など、下水道施設の耐震化を、引き続き着実に進める必要がある。</p>

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

<p>下水道施設の耐震化等の推進【再掲⇒6-3】(下水道課)</p>

<p>緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課)</p>

<p>交通ネットワークの確保の実施(土木課)</p> <p>○緊急輸送道路となる道路の整備、道路の無電柱化など、幹線道路ネットワークの強化を推進する必要がある。</p>

<p>交通ネットワークの機能保全と強化(土木課)</p> <p>○緊急輸送道路をはじめとする道路や橋梁の定期点検結果に基づき、交通ネットワークの機能保全と強化を推進する必要がある。</p> <p>○インフラ施設の機能保全と強化のため、道路、橋梁、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を策定する必要がある。</p>

<p>道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)</p>

<p>道路機能の維持管理(災害時・平常時の機能維持)(土木課)</p> <p>○災害時のみならず日常においても道路機能を適切に維持するため、橋梁、擁壁等の予防保全型管理を推進する必要がある。</p>
--

<p>無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)</p>

<p>路線バス等地域公共交通の確保(都市計画課)</p> <p>○災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、バス事業者等との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を迅速に行うなど、災害状況に応じた地域公共交通の確保を図る必要がある。</p>
--

目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

重点 7-1) 市街地での大規模火災の発生

狭あい道路の拡幅整備【再掲⇒1-2)、7-2)、8-1)】(土木課)

出火・延焼の抑制(火災時の対応力強化)(防災安全課)

○消防機関は、震災時における大規模火災への対応力強化のための体制、消防水利の整備を推進する必要がある。また、東京都外からの応援部隊も含め、救出救助機関が円滑に活動を展開するための活動拠点について、国、東京都、市等が連携して、受け入れ態勢を充実強化する必要がある。

住宅密集地の防災性の向上【再掲⇒1-1)】(都市計画課)

初期消火力の向上【再掲⇒1-2)】(防災安全課)

地域防災力の向上(消防団の強化、要配慮者安全対策の推進)(防災安全課)

○消防団の人員確保や消防団装備・訓練の充実強化が必要であり、自主防災組織内での強固な連携、初期消火能力の向上が肝要である。

公園等の防災機能強化(環境課、防災安全課)

○大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、公園等における、災害発生時の避難・救援活動の場を確保する必要がある。

道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

狭あい道路の拡幅整備【再掲⇒1-2)、7-1)、8-1)】(土木課)

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、8-1)、8-4)】(都市計画課)

<p>空家対策の推進(防災安全課、都市計画課)</p> <p>○適正に管理されていない空家は、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがあるとともに、大規模災害発生時には倒壊や資材の飛散により、周辺に被害を発生させるおそれがある。所有者等に対する空家の適正管理、利活用、除却など総合的な空家対策に取り組む必要がある。</p>
<p>災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化(防災安全課)</p> <p>○道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。</p>
<p>無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)</p>
<p>道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、8-1)、8-4)】(都市計画課、土木課)</p>

<p>7-3) 有害物質の大規模拡散・流出</p>
<p>有害物質の拡散・流出防止の推進(下水道課、環境課)</p> <p>○有害物質等の公共用水域への流出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る必要がある。</p>
<p>住宅・建築物のアスベスト対策の促進(環境課、防災安全課)</p> <p>○災害時において、既存建築物の吹付アスベストが飛散するおそれがあり、アスベスト対策を講ずる必要がある。</p>
<p>放射線モニタリングの実施(環境課)</p> <p>○近隣県の原子力発電所において新たな事故等が発生した場合、市民等に情報提供を行うため、マニュアルに基づき迅速にモニタリングを実施する必要がある。</p>

<p>7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大</p>
<p>鳥獣被害防止対策の推進(環境課)</p> <p>○鳥獣による農林業被害により、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。</p>
<p>適切な森林管理(環境課、総務管財課)</p> <p>○管理する森林が、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがあるため、適切な森林管理を推進する必要がある。</p>

7-5) 風評被害等による経済等への甚大な影響
風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信(秘書広報課、防災安全課) ○災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。
各種情報の的確な発信(安全性を含む地域の魅力発信)(秘書広報課) ○外国人に対し、地域の安全性を含めた多様な魅力を積極的にPRしていく必要がある。
各種情報の的確な発信(宿泊施設等の利用環境の整備)(秘書広報課) ○宿泊施設等において、建物の安全・安心情報の発信を強化することにより、市民や外国人が安心して建物を利用できる環境を整備していく必要がある。
各種情報の的確な発信(公共施設の情報提供体制の強化)(秘書広報課、総務管財課、情報管理課、地域振興課、社会教育課、中央公民館) ○市民が正確な情報を入手できるよう、高齢者や障害者、外国人等に配慮した情報発信の必要がある。 ○公共空間、公立施設等に Wi-Fi アンテナやデジタルサイネージを整備するとともに、災害時に多言語による災害情報を提供できるように体制を充実強化していく必要がある。

目標 8 社会・経済活動が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
災害廃棄物処理に関する職員への教育訓練の実施(ごみ対策課) ○発災時に災害廃棄物処理計画が有効に活用されるように、当該計画の記載内容について関係職員に周知するとともに、災害廃棄物の処理の核となる知識・経験を有する職員を育成する必要がある。
災害廃棄物処理等に係る関係団体との連携体制の構築【再掲⇒2-6)、2-7)】(ごみ対策課)
道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-4)】(都市計画課、土木課)
緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-4)】(都市計画課)
狭あい道路の拡幅整備【再掲⇒1-2)、7-1)、7-2)】(土木課)

無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-4)】
(都市計画課、土木課)

8-2) 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

災害・復興ボランティアの受入体制の確立(地域振興課)

○大規模災害時の被災者支援の中で、ボランティア派遣を必要とする市民を把握すると同時に、他地域から集まる救援ボランティアの受入体制を整える必要がある。

災害時の応援体制の整備(応急復旧支援)(防災安全課、土木課、下水道課)

○道路、橋梁、法面、下水道等のインフラ施設が被災した場合、復旧・復興の妨げとならぬよう、災害発生直後から被災状況の把握や危険の除去、応急的な復旧等を行い、本格的な復旧作業に円滑に移行していく必要がある。

災害対応に不可欠な建設業との連携(土木課)

○市と建設業団体において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結し、人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業団体とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

迅速な救援・復旧活動等のための関係機関との連携体制の構築等(重機類の調達)(土木課)

○発災後の道路啓開作業等を円滑に行うため、円滑な重機類の調達に向けた対策が必要である。

迅速な都市復興への取組(都市計画課)

○東京都のマニュアルに基づき被災後の都市復興のあり方の手順の確認などを行う必要がある。

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

地域コミュニティ機能の維持・活性化(地域振興課)

○災害時には自助・共助・公助が一体となることで被害の軽減及び早期の復旧・復興が期待できるため、共助の基盤となる地域コミュニティの活性化を平時から促進する必要がある。

通学路における安全対策【再掲⇒3-1)】(教育総務課)

8-4) 交通の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)】(都市計画課、土木課)
緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)】(都市計画課)
無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)】(都市計画課、土木課)

8-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
地籍調査の実施(土木課) ○大規模な災害が発生すれば土地境界が不明確となってしまう可能性がある。復旧・復刻には土地境界の再確認作業が必要になるが、多くの地権者との再確認作業に時間を要してしまうことから復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。
り災証明書の迅速な発行(課税課、納税課) ○り災証明書発行業務を迅速かつ的確に行うため、業務を継続できる体制整備に努める必要がある。
応急仮設住宅建設候補地リストの更新(建築課) ○応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う必要がある。
企業の業務継続体制の強化(産業振興課) ○災害等の突発的事由により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給を円滑に図る必要がある。小規模事業者の業務継続体制の強化を図る必要がある。
災害時における応急仮設住宅の供給(建築課) ○災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するため、東京都や関係機関等との連携を図る必要がある。
住宅対策(応急仮設住宅の整備)(建築課) ○東日本大震災の際は、応急仮設住宅の用地確保に課題があり、全整備戸数分の用地を自治体内で確保することができず隣接自治体に整備せざるを得ない状況となった。これが、被災者の自治体外流出に拍車がかかった要因にもなった。災害が発生した場合は全整備戸数分を自治体内で確保できるよう計画していく必要がある。

風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信【再掲⇒7-5】(秘書広報課)
各種情報の的確な発信(安全性を含む地域の魅力発信)【再掲⇒7-5】(秘書広報課)
各種情報の的確な発信(宿泊施設等の利用環境の整備)【再掲⇒7-5】(秘書広報課)
各種情報の的確な発信(公共施設の情報提供体制の強化)【再掲⇒7-5】(秘書広報課、 総務管財課、情報管理課、地域振興課、社会教育課、中央公民館)

別表2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの施策一覧

施策名	関連計画	施策分野	ハード/ ソフト	該当リスクシナリオ
1-1)建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生				
火災の発生予防	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
災害時に防災拠点となる施設の安全性の確保	東大和市公共施設等総合管理計画、東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	
ハード面及びソフト面からの様々な対策の実施	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	
避難路の通行確保対策	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
保育施設等の耐震性能確保	東大和市子ども・子育て未来プラン	子育て・教育	ハード	
学校の室内安全対策	東大和市公共施設等総合管理計画、東大和市地域防災計画	子育て・教育安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	1-2)
建築物等からの二次災害防止対策	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	

公園等の防災機能強化		環境	ハード/ソフト	2-2)
住宅・建築物の耐震化の促進	東大和市耐震改修促進計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	
地域防災力の向上（家庭内での対策推進、消防団・自主防災組織の強化）	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
住宅密集地の防災性の向上	東大和市都市マスタープラン、東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	
無電柱化の推進		安全・防災・まちづくり	ハード	2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)
要配慮者対策の推進		健康・福祉		1-3)
児童館等の老朽化等対策	東大和市公共施設等総合管理計画 、東大和市子ども・子育て未来プラン	子育て・教育	ハード	
地域防災力の向上（地域全体での協力体制の推進）	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	
1-2)不特定多数の者が集まる施設の倒壊・火災				
公園等の防災対策推進		環境		

公共建築物の耐震性能の維持	東大和市公共施設等総合管理計画、東大和市地域防災計画	健康・福祉安全・防災・まちづくり	ハード	
初期消火力の向上	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	7-1)
防災教育の充実	東大和市地域防災計画	子育て・教育	ソフト	
学校の室内安全対策【再掲⇒1-1)】	東大和市公共施設等総合管理計画、東大和市地域防災計画	子育て・教育安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	1-1)
狭あい道路の拡幅整備	東大和市狭あい道路整備規程	安全・防災・まちづくり	ハード	7-1)、7-2)、8-1)
多数の者が利用する建築物の耐震化	東大和市耐震改修促進計画	安全・防災・まちづくり	ハード	
1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水				
水害リスク情報の提供と避難対策の推進	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
タイムラインの運用	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
局地的な集中豪雨等への対策強化	東大和市下水道総合計画	安全・防災・まちづくり	ハード	

洪水ハザードマップの作成	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
治水対策の推進	東大和市公共施設等総合管理計画	安全・防災・まちづくり	ハード	
要配慮者対策の推進【再掲⇒1-1)】		健康・福祉		1-1)
1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生				
富士山大規模噴火時の火山災害対策の推進	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり環境	ハード/ソフト	
富士山噴火による降灰対策の検討(被害軽減対策)	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	
地すべりや土石流等、土砂災害対策		環境	ハード	
土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
土砂災害対策の充実・強化(警戒避難体制の構築)		安全・防災・まちづくり	ソフト	
土砂災害対策の充実・強化(砂防施設の整備)		環境	ハード	
大規模盛土造成地の滑動崩落対策		安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	
1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生				
行政による情報処理・発信体制の整備	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	

業務継続体制の確保	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
1-6) 暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生				
除雪体制の確保	災害時における道路施設等の応急対策業務に関する協定	安全・防災・まちづくり	ソフト	
暴風雪時における道路管理体制の強化		安全・防災・まちづくり	ソフト	
路面の凍結防止対策		安全・防災・まちづくり	ソフト	
2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止				
受援体制の構築	東大和市地域防災計画	健康・福祉安全・防災・まちづくり	ソフト	3-2)
生活水の確保		安全・防災・まちづくり	ソフト	6-2)
備蓄品の充実・確保（家庭・事業所における生活必需品等の備蓄）	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
物資供給体制の強化	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
応急給水体制の構築	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	6-2)

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】	東大和市耐震改修促進計画	安全・防災・まちづくり	ハード	2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)
道路等の災害対応力の強化等	東大和市都市マスタープラン、東京における都市計画道路の整備方針（第4次事業化計画）	安全・防災・まちづくり	ハード	2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)
備蓄品の充実・確保（避難所における生活必需品等の備蓄）		安全・防災・まちづくり	ソフト	2-7)
物資輸送ルートの確保	東大和市公共施設等総合管理計画	安全・防災・まちづくり	ハード	
民間事業所等との連携強化	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】		安全・防災・まちづくり	ハード	1-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)
2-2) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足				
緊急通行車両等の交通の確保	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	
公園等の防災機能強化		環境	ハード/ソフト	1-1)

応急活動拠点の整備（ハード対策、ソフト対策の充実強化）		安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	
応急活動拠点の整備（視認可能な建物名称（ヘリサイン）の表示）	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	
緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】	東大和市耐震改修促進計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)
地域防災力の向上（消防団・自主防災組織の強化）	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)】	東大和市都市マスタープラン、東京における都市計画道路の整備方針（第4次事業化計画）	安全・防災・まちづくり	ハード	2-1)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)
無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】		安全・防災・まちづくり	ハード	1-1)、2-1)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)
2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶				
災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発		安全・防災・まちづくり	ソフト	
再生可能エネルギーの導入拡大		環境	ハード/ソフト	6-1)

道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)】	東大和市都市マスタープラン、東京における都市計画道路の整備方針（第4次事業化計画）	安全・防災・まちづくり	ハード	2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)
無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】		安全・防災・まちづくり	ハード	1-1)、2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)
2-4) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足				
帰宅困難者への情報提供	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	
帰宅困難者対策の推進	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
帰宅困難者の受入体制の確保	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
災害時帰宅支援ステーション等の充実等		安全・防災・まちづくり	ソフト	
2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺				
医療機関の防災訓練の実施促進	東大和市地域防災計画	健康・福祉	ソフト	
救急医療体制の充実		健康・福祉安全・防災・まちづくり	ソフト	

自宅療養者、濃厚接触者の避難対策の検討	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ハード	2-6)
医療従事者等の育成等	東大和市地域防災計画	健康・福祉	ソフト	
緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】	東大和市耐震改修促進計画	安全・防災・まちづくり	ハード	2-1)、2-2)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)
多様な通信・情報手段の確保		安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	
道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)】	東大和市都市マスタープラン、東京における都市計画道路の整備方針（第4次事業化計画）	安全・防災・まちづくり	ハード	2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)
無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】		安全・防災・まちづくり	ハード	1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)
2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生				
感染症まん延時を想定した避難所開設・運営方法の確立		安全・防災・まちづくり	ソフト	

災害対応時の感染防止	東大和市地域防災計画	健康・福祉安全・ 防災・まちづくり	ハード/ソフト	
在宅・縁故避難の誘導強化	東大和市地域防災計画	安全・防災・まち づくり	ソフト	
避難者の健康管理体制の強化		健康・福祉安全・ 防災・まちづくり	ソフト	2-7)
下水道機能の確保（下水処理施設のハード・ソフト対策の充実）	東大和市下水道総合計画	健康・福祉安全・ 防災・まちづくり	ハード/ソフト	
下水道機能の確保（避難所等の下水道施設の耐震化）	東大和市下水道総合計画	健康・福祉安全・ 防災・まちづくり	ハード	
広域火葬体制の構築	東大和市地域防災計画	健康・福祉	ハード	
自宅療養者、濃厚接触者の避難対策の検討【再掲⇒2-5】	東大和市地域防災計画	安全・防災・まち づくり	ハード	2-5)
動物に対する予防接種等の実施		環境	ソフト	
避難所における衛生管理	東大和市地域防災計画	安全・防災・まち づくり	ソフト	2-7)
災害廃棄物処理等に係る関係団体との連携体制の構築	東大和市地域防災計画、東大和市 災害廃棄物処理計画	安全・防災・まち づくり環境	ソフト	2-7)、8-1)

2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生				
女性の参画と多様性の視点を取り入れた避難所運営の推進	東大和市地域防災計画	健康・福祉安全・ 防災・まちづくり 人権・地域・文化	ソフト	
避難所における電源対策		安全・防災・まち づくり	ハード	4-3)
避難所や家庭における保健衛生活動の準備、避難所における衛生管理		安全・防災・まち づくり	ハード/ソフト	
福祉避難所の指定促進	東大和市地域防災計画	安全・防災・まち づくり	ハード/ソフト	
要配慮者の移動手段の確保		健康・福祉安全・ 防災・まちづくり	ソフト	
災害時保健活動及び DHEAT 受援体制の整備	東大和市地域防災計画	健康・福祉安全・ 防災・まちづくり	ソフト	
災害廃棄物処理等に係る関係団体との連携体制の構築【再掲⇒2-6)、8-1)】	東大和市地域防災計画、東大和市 災害廃棄物処理計画	安全・防災・まち づくり環境	ソフト	2-6)、8-1)
避難者の健康管理体制の強化【再掲⇒2-6)】		健康・福祉安全・ 防災・まちづくり	ソフト	2-6)
避難所となる施設の感染症予防対策	東大和市地域防災計画	安全・防災・まち づくり	ソフト	
避難所における健康管理	東大和市地域防災計画	安全・防災・まち づくり	ハード/ソフト	

避難所における衛生管理【再掲⇒2-6)】	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	2-6)
備蓄品の充実・確保（避難所における生活必需品等の備蓄）【再掲⇒2-1)】		安全・防災・まちづくり	ソフト	2-1)
3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化				
治安の維持・安全の確保		安全・防災・まちづくり	ソフト	
警察機能の維持（警察災害派遣隊の受け入れ体制の整備）		安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	
公共の安全等の秩序維持体制の整備		安全・防災・まちづくり	ソフト	
地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避		安全・防災・まちづくり	ソフト	
通学路における安全対策		子育て・教育安全・防災・まちづくり	ハード	8-3)
3-2) 市等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下				
ICT部門における業務継続体制の整備	第四次東大和市情報化推進計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
安否参集確認システムの導入検討	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
災害対応の長期化に備えた職員へのケア体制	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	

代替庁舎の確保		安全・防災・まちづくり	ハード	
防災拠点となる庁舎等における非常電源の確保・充実	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ハード	
防災上重要な公共建築物の耐震対策の推進	東大和市耐震改修促進計画、東大和市公共施設等総合管理計画	安全・防災・まちづくり	ハード	
り災証明書発行訓練	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
業務継続に必要な体制の整備	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
受援体制の構築【再掲⇒2-1)】	東大和市地域防災計画	健康・福祉安全・防災・まちづくり	ソフト	2-1)
4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止				
情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進		安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	
情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等	第四次東大和市情報化推進計画	安全・防災・まちづくり	ハード	
防災関係機関の情報通信手段の多様化等		安全・防災・まちづくり	ハード	
4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態				
災害時における市民への情報伝達手段の強化	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	

市民への情報伝達	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	
情報発信手段の多様化	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	4-3)
4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態				
災害時のホームページ運用の周知		安全・防災・まちづくり	ソフト	
情報発信手段の多様化【再掲⇒4-2)】	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	4-2)
避難所における電源対策【再掲⇒2-7)】		安全・防災・まちづくり	ハード	2-7)
防災意識の向上		安全・防災・まちづくり	ソフト	
5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下				
企業の事業継続計画（BCP）の策定促進	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】	東大和市耐震改修促進計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	2-1)、2-2)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)
道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)】	東大和市都市マスタープラン、東京における都市計画道路の整備方針（第4次事業化計画）	安全・防災・まちづくり	ハード	2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)

道路機能の維持管理（災害時の機能維持）	東大和市公共施設等総合管理計画	安全・防災・まちづくり	ハード	
無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】		安全・防災・まちづくり	ハード	1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)
5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止				
エネルギー供給事業者等との連絡強化	東大和市下水道総合計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化		安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	
石油燃料等供給の確保		安全・防災・まちづくり	ソフト	6-1)
5-3) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止				
緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】	東大和市耐震改修促進計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)
交通手段の連携強化		安全・防災・まちづくり	ソフト	

道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)】	東大和市都市マスタープラン、東京における都市計画道路の整備方針（第4次事業化計画）	安全・防災・まちづくり	ハード	2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)
無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】		安全・防災・まちづくり	ハード	1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)
5-4) 食料等の安定供給の停滞				
緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】	東大和市耐震改修促進計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)
道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)】	東大和市都市マスタープラン、東京における都市計画道路の整備方針（第4次事業化計画）	安全・防災・まちづくり	ハード	2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)
中小企業等のBCPの策定促進（生活必需品の供給）		安全・防災・まちづくり	ソフト	
無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】		安全・防災・まちづくり	ハード	1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)

6-1) 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LP ガスのサプライチェーン機能の停止				
再生可能エネルギーの導入拡大【再掲⇒2-3)】		環境	ハード/ソフト	2-3)
石油燃料等供給の確保【再掲⇒5-2)】		安全・防災・まちづくり	ソフト	5-2)
電力基盤等の整備	第二次東大和市環境基本計画	環境	ハード/ソフト	
6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止				
応急給水体制の構築【再掲⇒2-1)】	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	2-1)
生活用水の確保【再掲⇒2-1)】		安全・防災・まちづくり	ソフト	2-1)
6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止				
下水道機能の確保(避難所等の下水道施設の耐震化)【再掲⇒2-6)】	東大和市下水道総合計画	安全・防災・まちづくり	ハード	2-6)
下水道機能の維持(下水処理施設のソフト対策の充実)	東大和市下水道総合計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	

下水道機能の維持（下水処理施設の耐震化）	東大和市下水道総合計画	安全・防災・まちづくり	ハード	
下水道機能の維持（下水処理施設の電源確保）	東大和市下水道総合計画	安全・防災・まちづくり	ハード	
下水道施設の耐震化等の推進	東大和市下水道総合計画	安全・防災・まちづくり 経済・産業	ハード	6-4)
6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態				
下水道施設の耐震化等の推進【再掲⇒6-3)】	東大和市下水道総合計画	安全・防災・まちづくり 経済・産業	ハード	6-3)
緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-2)、8-1)、8-4)】	東大和市耐震改修促進計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-2)、8-1)、8-4)
交通ネットワークの確保の実施	東大和市公共施設等総合管理計画	安全・防災・まちづくり	ハード	
交通ネットワークの機能保全と強化	東大和市公共施設等総合管理計画	安全・防災・まちづくり	ハード	
道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)】	東大和市都市マスタープラン、東京における都市計画道路の整備方針（第4次事業化計画）	安全・防災・まちづくり	ハード	2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-1)、7-2)、8-1)、8-4)

道路機能の維持管理（災害時・平常時の機能維持）	東大和市公共施設等総合管理計画	安全・防災・まちづくり	ハード	
無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-2)、8-1)、8-4)】		安全・防災・まちづくり	ハード	1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-2)、8-1)、8-4)
路線バス等地域公共交通の確保		安全・防災・まちづくり	ソフト	
7-1) 市街地での大規模火災の発生				
狭あい道路の拡幅整備【再掲⇒1-2)、7-2)、8-1)】	東大和市狭あい道路整備規程	安全・防災・まちづくり	ハード	1-2)、7-2)、8-1)
出火・延焼の抑制（火災時の対応力強化）	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
住宅密集地の防災性の向上	東大和市都市マスタープラン、東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	
初期消火力の向上【再掲⇒1-2)】	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	1-2)
地域防災力の向上（消防団の強化、要配慮者安全対策の推進）	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	
公園等の防災機能強化	第二次東大和市緑の基本計画	環境	ハード	

道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)】	東大和市都市マスタープラン、東京における都市計画道路の整備方針（第4次事業化計画）	安全・防災・まちづくり	ハード	2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)、8-4)
7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺				
狭あい道路の拡幅整備【再掲⇒1-2)、7-1)、8-1)】	東大和市狭あい道路整備規程	安全・防災・まちづくり	ハード	1-2)、7-1)、8-1)
緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、8-1)、8-4)】	東大和市耐震改修促進計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、8-1)、8-4)
空家対策の推進		安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	
災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化		安全・防災・まちづくり	ソフト	
無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、8-1)、8-4)】		安全・防災・まちづくり	ハード	1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、8-1)、8-4)
道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、8-1)、8-4)】	東大和市都市マスタープラン、東京における都市計画道路の整備方針（第4次事業化計画）	安全・防災・まちづくり	ハード	2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、8-1)、8-4)

7-3) 有害物質の大規模拡散・流出				
有害物質の拡散・流出防止の推進	東大和市下水道総合計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
住宅・建築物のアスベスト対策の促進		環境	ソフト	
放射線モニタリングの実施		環境	ハード/ソフト	
7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大				
鳥獣被害防止対策の推進		環境	ソフト	
適切な森林管理		環境	ソフト	
7-5) 風評被害等による経済等への甚大な影響				
風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	8-5)
各種情報の的確な発信（安全性を含む地域の魅力発信）	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	8-5)
各種情報の的確な発信（宿泊施設等の利用環境の整備）	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	8-5)
各種情報の的確な発信（公共施設の情報提供体制の強化）		安全・防災・まちづくり	ソフト	8-5)
8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態				

災害廃棄物処理に関する職員への教育訓練の実施	東大和市災害廃棄物処理計画	環境	ソフト	
災害廃棄物処理等に係る関係団体との連携体制の構築【再掲⇒2-6)、2-7)】	東大和市地域防災計画、東大和市災害廃棄物処理計画	安全・防災・まちづくり環境	ソフト	2-6)、2-7)
道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-4)】	東大和市都市マスタープラン、東京における都市計画道路の整備方針（第4次事業化計画）	安全・防災・まちづくり	ハード	2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-4)
緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-4)】	東大和市耐震改修促進計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-4)
狭あい道路の拡幅整備【再掲⇒1-2)、7-1)、7-2)】	東大和市狭あい道路整備規程	安全・防災・まちづくり	ハード	1-2)、7-1)、7-2)
無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-4)】		安全・防災・まちづくり	ハード	1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-4)
8-2) 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態				
災害・復興ボランティアの受入体制の確立	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり 人権・地域・文化	ソフト	

災害時の応援体制の整備（応急復旧支援）	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり		
災害対応に不可欠な建設業との連携	災害時における道路施設等の応急対策業務に関する協定	安全・防災・まちづくり	ソフト	
迅速な救援・復旧活動等のための関係機関との連携体制の構築等（重機類の調達）	災害における重機借用に関する覚書	安全・防災・まちづくり	ソフト	
迅速な都市復興への取組	東大和市都市マスタープラン	安全・防災・まちづくり	ソフト	
8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態				
地域コミュニティ機能の維持・活性化	東大和市地域防災計画	人権・地域・文化	ソフト	
通学路における安全対策【再掲⇒3-1)】		子育て・教育安全・防災・まちづくり	ハード	3-1)
8-4) 交通の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態				
道路等の災害対応力の強化等【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)】	東大和市都市マスタープラン、東京における都市計画道路の整備方針（第4次事業化計画）	安全・防災・まちづくり	ハード	2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)、8-1)
緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)】	東大和市耐震改修促進計画	安全・防災・まちづくり	ハード／ソフト	2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)

無電柱化の推進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)】		安全・防災・まちづくり	ハード	1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)、8-1)
8-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態				
地籍調査の実施		安全・防災・まちづくり	ソフト	
り災証明書の迅速な発行	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり 経済・産業	ソフト	
応急仮設住宅建設候補地リストの更新	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
企業の業務継続体制の強化	東大和市産業振興基本計画	経済・産業	ソフト	
災害時における応急仮設住宅の供給	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ソフト	
住宅対策（応急仮設住宅の整備）	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	
風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信【再掲⇒7-5)】	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	7-5)
各種情報の的確な発信（安全性を含む地域の魅力発信）【再掲⇒7-5)】	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	7-5)

各種情報の的確な発信（宿泊施設等の利用環境の整備）【再掲⇒7-5）】	東大和市地域防災計画	安全・防災・まちづくり	ハード/ソフト	7-5)
各種情報の的確な発信（公共施設の情報提供体制の強化）【再掲⇒7-5）】		安全・防災・まちづくり	ソフト	7-5)

東大和市国土強靱化地域計画（案）

発行 令和3年 月
編集・発行 東大和市総務部防災安全課
〒207-8585 東大和市中心3丁目9番地
電話 042-563-2111（内線 1354）